

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	政務調査費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	小松 剛	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	政務調査費(01-05-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	地方自治法第100条第13項、荒川区議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	区議会各会派に対して調査研究活動に必要な経費の一部を交付することにより、各会派の調査研究活動を通じた区議会の一層の活性化を図ることを目的とする。				
対象者等	区議会各会派（1人会派を含む。）				
内容	<p>区議会議員の調査研究に要する経費の一部として、区議会各会派に対して政務調査費を交付する。</p> <p>（交付対象）区議会各会派 （交付額）各月の1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じた額 （交付方法）議長から区長への会派に関する届出の通知に基づき交付決定し、各会派からの請求に基づいて半期ごとに交付する。 （使途基準）議員の調査研究活動に要する経費のうち、研究研修費、会議費、調査旅費、通信運搬費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費 （収支報告）各会派の経理責任者が、翌年度の4月30日までに収支報告書、実績報告書及び領収書の原本等を議長に提出。議長はその写しを区長へ送付 （返 還）交付を受けた政務調査費に残余があれば返還</p>				
経過	平成13年4月 荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行 平成19年4月 議員提案により条例改正 （額の改定（所属議員1人当たり月額16万円 8万円） 使途基準の厳格化 領収書の原本の提出の義務化等）				
必要性	各会派の調査研究機能を充実させることにより、区議会の活性化を図り、区政運営のチェック機能の強化に資する。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額	61,600	61,440	61,440	61,440	30,720	30,720
	決算額（21年度は見込み）	60,505	60,775	58,542	56,973	29,738	30,044	30,720
	人件費			862	854	549	546	
	【事務分担当】（%）			10	10	10	10	
	合計（+）	60,505	60,775	59,404	57,827	30,287	30,590	30,720
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	60,505	60,775	59,404	57,827	30,287	30,590	30,720
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	交付会派数	7	6	7	7	8	7	7

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	政務調査費	29,738	政務調査費	30,044	政務調査費	30,720

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>区民により分かりやすい形の用途のあり方が求められてきたところであるが、議員の発案による条例改正により、平成19年4月から、用途基準の見直しや収支報告の際の領収書の添付の義務化が行われ、用途の透明性の向上が図られた。この改正趣旨を踏まえて、今後とも、会派の調査研究活動の充実と用途の一層の透明性の確保の両立に努めていく必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>会派所属議員1人当たりの額 （22区平均）169,318円/月 （最高額）240,000円/月 （最低額）125,000円/月</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き現状の内容を維持していく。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	公益通報者保護制度	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・齊藤	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	総務企画課事務費（010201）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	公益通報者保護法、荒川区外部公益通報事務手続要綱、荒川区職員等公益通報実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	公益通報者保護法の施行に伴い、職員を雇用する事業者としての区及び行政機関としての区という2つの立場から、公益通報を適切に受付・処理する体制を整え、公益通報者の保護を図るとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上に資する。				
対象者等	【外部公益通報者】 労働者 【内部公益通報者】 区職員、区の出資する団体で区長が別に指定するものの役員又は職員、区から事務事業を受託し又は請け負った事業者の役員又は従業員、区施設の指定管理者の役員又は従業員				
内容	【外部からの公益通報】 公益通報者保護法の施行に伴い、区内の事業者の法令遵守を推進し、外部公益通報者保護を図るため、要綱を制定し、総務企画課に相談の受付窓口を設置している。また、外部公益通報の適正処理を期し、専門的見地からの助言等を受けるため、外部公益通報アドバイザーを設けている。 【職員等からの公益通報】 区政運営の公正の確保と透明性の向上に資することを目的に、区職員等からの公益通報について必要な事項を定めた要綱を制定し、公益通報相談員による通報窓口を設置している。				
経過	平成17年10月1日 荒川区職員等公益通報実施要綱制定、施行 平成18年 2月1日 荒川区職員等公益通報実施要綱一部改正（調査の結果、事実は認められないが、改善の必要がある場合の措置（相談員から区長への通知）について規定を追加） 平成18年 4月1日 公益通報者保護法施行 平成18年 8月8日 荒川区外部公益通報事務手続要綱の制定、施行				
必要性	法の施行に伴い、処分権限を有する行政機関において通報の受付及び適正処理が義務付けられた。内部の公益通報についても区政運営の公正の確保と透明性の向上の面から、さらに区職員やその他受託業者等への周知を行い、不正防止に努めていく必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 弁護士の有資格者を「公益通報相談員」及び「外部公益通報アドバイザー」に委嘱する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額			200	1,000	1,140	1,192	1,192	
決算額（21年度は見込み）			120	780	600	816	1,192	
人件費			862	2,562	805	1,647		
【事務分担量】（%）			10	30	13	23		
合計（+）	0	0	982	3,342	1,405	2,463	1,192	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	982	3,342	1,405	2,463	1,192	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
処理件数				0	0	1	0	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	報償費	600	報償費	816	報償費	1,192

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	職員向け研修実施回数	2	1	1		2	
	P R（区報・職員報掲載）	2	2	2		2	

（問題点・課題）	<p>外部からの公益通報に対して適正な処理を行うには、事務手続や通報者の保護など配慮すべき点が多く、各主管課における具体的な事務手続について周知徹底する必要がある。 区の事務事業を受託する業者や指定管理者も内部通報の対象となり得ることから、本要綱の趣旨を周知し、理解と協力を求める必要がある。 公益通報者保護制度について区職員及び区民向けに定期的にP R等を行う必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>要綱制定13区、条例制定6区、未制定3区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各主管課担当者向けに情報提供を行い、定期的に研修を開催するなど、制度の周知徹底に努める。	事務処理における基本を周知徹底することにより、公益通報に対して、適切に対応することができる。
受託業者等へ周知徹底を図る。	不正防止に取り組む区の姿勢に理解と協力を求めることにより、一定の抑止効果が期待できる。
公益通報者保護制度について区職員及び区民向けに定期的にP R等を行っていく。	区のコンプライアンスに対する取組を広く周知できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き制度維持を図るとともに、周知に努める。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	議員情報連絡会	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小室・齊藤	課長名 内線	五味智子 2211
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	区議会議員との初顔合わせ				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	不明 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	区議会議員の改選後に、区議会議員と区長、副区長を始めとする区理事者及び行政委員との間で、区政の現状等について情報交換を行うことにより、円滑な区政運営に資することを目的とする。				
対象者等	区議会議員及び執行機関（区長、副区長、教育長、行政委員、各部長、各部庶務主管課長等）				
内容	区議会議員の改選後、区議会議員と区理事者及び行政委員との間で、区政の現状等について情報交換を行う。				
経過					
必要性	区議会議員の改選後、区理事者及び行政委員と速やかに区政の現状について情報交換を行うことにより、円滑な区政運営に資する。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	472	0	0	0	775	0	0	
決算額（21年度は見込み）	460	0	0	0	445	0	0	
人件費			0	0	854	0		
【事務分担量】（%）			0	0	10	0		
合計（+）	460	0	0	0	1,299		0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	460	0	0	0	1,299	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	会場設営等委託	490	委託料	0	委託料	0
	委託料	写真撮影等委託	230	委託料	0	委託料	0
	使用料	会場使用料等	55	使用料	0	使用料	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	限られた時間の中で、効率的かつ的確に説明を行う必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
説明者の選定や説明の方法について検討する。	情報交換・共有により議会運営の円滑化を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状維持

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別職議員報酬等及び給料審議会	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 齊藤	課長名 内線	五味智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特別職議員報酬等及び給料審議会(010202)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠 法令等	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会条例	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	区議会議員の報酬及び政務調査費の額並びに区長及び副区長の給料の額について、区民等で組織する審議会の意見聴取を行うことにより、額の適正化を図ることを目的とする。				
対象者等	区理事者：区長、副区長、総務企画部長、総務企画課長 委員：区内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する者（10人以内）				
内容	<p>審議内容 区議会議員の報酬及び区議会における会派に対し交付する政務調査費の額並びに区長及び副区長の給料の額 委員 区内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する者（10人以内） 任期 意見を求められた報酬等の額についての審議が終了したときまで 意見の聴取 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について 審議会の意見を聴くものとする。 招集 審議会は、区長が招集する</p>				
経過	<p>昭和39年 荒川区特別職報酬等審議会条例制定施行 （以降、特別職の報酬を改定する都度、審議会を開催して審議） 平成13年 審議対象に政務調査費を追加 平成19年 条例の名称変更（自治法改正に伴う条例改正）</p>				
必要性	報酬等の額が職責や経済状況等を踏まえ、区民の視点から見て適正かどうか審議する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	235	225	225	225	281	281	281	
決算額（21年度は見込み）	0	0	0	0	145	55	281	
人件費			0	0	2,135			
【事務分担量】（%）			0	0	25	30		
合計（+）	0	0	0	0	2,280	55	281	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	2,280	55	281	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	審議会開催回数					3回	1回	1回

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	145	委員報酬	55	委員報酬	276
	食糧費	審議会賄	0	審議会賄	0	審議会賄	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>社会経済情勢の変化や民間給与水準の状況等を踏まえ、適宜審議会を開催し、報酬等の見直しを図る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会経済情勢の変化等を踏まえて、適切な時期に審議会を開催し、意見を聴取した上、適正な報酬等の額を検討する。	社会経済情勢等に即した報酬等の額の適正化を図る
時機をとらえ、審議事項（行政委員の報酬等とのバランスの確保等）について検討する。	より幅広く報酬額の適正化を図る

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	第三者の立場から報酬等について審議する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別区協議会分担金	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小松 剛	課長名 内線	五味 智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特別区協議会分担金(01-04-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	26 年度	根拠 法令等	財団法人特別区協議会寄附行為	
終期設定	有 無	年度	計画区分	計画	非計画
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準		
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の共同処理[14-07]			
目的	財団法人特別区協議会は、特別区相互間の連絡調整を図り、提携して円滑な自治の運営とその発展を期することを目的として、民法第34条の規定に基づき設立された公益法人である。 本事業は、同会の運営に要する経費の一部を負担することを目的とする。				
対象者等	財団法人特別区協議会				
内容	<p>毎年度、総会（各特別区長及び特別区議会議長で組織）における予算議決を経て決定される各区均一額の分担金を負担する。</p> <p>財団法人特別区協議会の事業概要（財団法人特別区協議会寄附行為第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別区の自治に関する調査、研究並びに資料の収集、編さん及び刊行物の発行 (2) 講演会、講習会、研究会等の開催 (3) 政府並びに他の地方公共団体との連絡 (4) 特別区有物件火災共済事業 (5) 特別区自治体総合賠償責任保険事業 (6) 自治調整資金等立替事業 (7) 東京区政会館の経営 (8) その他 				
経過	<p>財団法人特別区協議会の活動経過</p> <p>昭和22年5月 特別区協議会（任意団体）として発足</p> <p>昭和26年3月 財団法人特別区協議会設立</p> <p>昭和54年度 特別区自治体総合賠償責任保険事業開始</p> <p>昭和55年度 資料室開設</p> <p>平成4年度 法務調査室開設</p> <p>平成13年4月 特別区長会事務局及び特別区議会議長会事務局の設立に伴い、関連事務を移管</p> <p>平成15年6月 特別区制度調査会発足</p> <p>平成17年6月 東京区政会館開業。九段下から飯田橋へ移転</p> <p>平成17年8月 特別区自治情報・交流センター開設</p>				
必要性	23区が共同で設置した財団法人であり、管理運営に要する経費として分担金は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		7,849	8,560	3,300	1,800	500	500	500
決算額（21年度は見込み）		5,708	1,800	1,800	500	500	500	500
人件費				172	171	220	134	
【事務分担量】（%）				2	2	4	3	
合計（+）		5,708	1,800	1,972	671	720	634	500
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		5,708	1,800	1,972	671	720	634	500
実 績 の 推 移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	分担金の額	5,708	1,800	1,800	1,800	500	500	500
	協議会一般会計歳入に占める特別区分担金（全区分）の割合	13.9%	5.3%	3.7%	1.1%	1.1%	1.2%	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	分担金	500	分担金	500	分担金	500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	協議会事務局から区への情報提供、協議会事務局と区との相互の意見交換や情報交換を密に行い、一層の連携を図る必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
2 3 区総務主管課長会等を通じて情報収集に努める。	特別区相互間の一層の連携を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	2 3 区共同で効率的に事務を行う。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別区人事・厚生事務組合分担金	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小松 剛	課長名 内線	五味 智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特別区人事・厚生事務組合分担金(01-04-02)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	26 年度	根拠	特別区人事及び厚生事務組合規約第17条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の共同処理[14-07]			
目的	特別区人事・厚生事務組合は、特別区長の権限に属する事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合として設立されたものである。本事業は、組合の運営に要する経費の一部を負担することを目的とする。				
対象者等	特別区人事・厚生事務組合				
内容	<p>組合議会（各特別区長で組織）における予算議決を経て決定される各区均一額の分担金を負担する。 特別区人事・厚生事務組合（特別区人事及び厚生事務組合規約第3条）の事務</p> <p>(1) 特別区の人事に関する事務 (2) 職員の互助制度の助成に関する事務 (3) 特別区の人事及び福利厚生に関する事務 (4) 特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務 (5) 職員の恩給の給付に関する事務 (6) 非常勤職員の公務災害補償に関する事務 (7) 職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する事務 (8) 生活保護法に定める更正施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務 (9) 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業に関する事務 (10) 行政事件訴訟及び民事事件訴訟並びに調停、起訴前の和解に関する事務 (11) 係争事件及び係争のおそれのある事件についての法律的意见に関する事務</p>				
経過	<p>特別区人事・厚生事務組合の活動経過</p> <p>昭和26年 8月 特別区人事事務組合として設立 昭和42年 4月 特別区人事・厚生事務組合に改称 平成12年 4月 幼稚園教諭の身分取扱いに関する事務を共同処理（教育委員会を共同設置） 平成13年 4月 路上生活者支援事業に関する事務を共同処理 平成13年11月 路上生活者自立支援事業（緊急一時保護事業、自立支援事業、グループホーム事業）を共同処理 平成14年 4月 交通災害共済事業を廃止 平成18年 4月 路上生活者巡回相談事業を共同処理 平成20年 4月 路上生活者グループホーム事業廃止、地域生活継続支援事業追加</p>				
必要性	2 3 区が共同で設置した財団法人であり、管理運営に要する経費として分担金は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		207,256	231,247	228,338	228,338	188,417	188,417	174,587
決算額（21年度は見込み）		206,157	204,657	220,727	214,287	188,417	173,471	174,587
人件費				172	171	220	134	
【事務分担量】（%）				2	2	4	3	
合計（+）		206,157	204,657	220,899	214,458	188,637	173,605	174,587
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		206,157	204,657	220,899	214,458	188,637	173,605	174,587
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	分担金の額	206,157	204,657	220,727	214,287	188,417	173,471	174,587
	事務組合一般会計歳入に占める分担金（全区分）の割合	41.2%	31.5%	42.2%	39.2%	34.9%	52.3%	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助	分担金		188,417	分担金	173,471	分担金	174,587
	（人事事務分担金）		92,990	（人事事務分担金）	104,542	（人事事務分担金）	103,313
	（厚生事務分担金）		91,700	（厚生事務分担金）	65,313	（厚生事務分担金）	67,812
	（教育事務分担金）		1,910	（教育事務分担金）	2,616	（教育事務分担金）	1,000
	（公務災害見舞金分担金）		1,817	（公務災害見舞金分担金）	1,000	（公務災害見舞金分担金）	2,462

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題分析）	他区と連携しながら、より一層効果的・効率的に共同事務を進めることが求められている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	他区と緊密に連携し、共同で取り組むべき課題に対して、適切に対応する。	共同で処理することのメリットを活かした事務の執行が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	2 3 区共同で効率的に事務を行う。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	包括外部監査	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	齊藤	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	外部監査費(010901)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠	地方自治法第252条の27第1項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区外部監査契約に基づく監査に関する条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	監査機能の充実[14-06]			
目的	財務管理、事業の経営管理等に関する知識を有する外部の専門家による監査を実施することにより、監査機能の充実に図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資することを目的とする。				
対象者等	区の執行機関、財政援助団体、指定管理者等				
内容	<p>地方自治法第2条第14条及び第15条の規定の趣旨（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成するために、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する専門家（公認会計士、弁護士等）の監査を受ける。</p> <p>包括外部監査は、都道府県、政令指定都市及び中核市で実施が義務付けられているほか、包括外部監査について条例で定めた区市町村で実施するものであり、当区では条例を定めて実施している。</p> <p>（包括外部監査の流れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査契約締結に関する監査委員の意見聴取 包括外部監査契約締結に関する議会の議決 包括外部監査契約の締結 外部監査人による監査対象の特定・監査の実施 外部監査人による監査結果の決定 外部監査人から、議会、区長、監査委員及び関係行政委員会へ監査結果報告の提出 監査結果報告に基づき、議会、区長及び関係行政委員会の是正改善措置 議会、区長及び関係行政委員会から監査事務局へ是正改善措置状況の通知 監査委員による監査結果報告及び是正改善措置状況の公表 				
経過	<p>平成13年4月 荒川区外部監査契約に基づく監査に関する条例施行</p> <p>平成13年度監査 「財政援助団体の財務事務及び経営管理について」</p> <p>平成14年度監査 「区立特別養護老人ホーム（併設施設を含む）の管理運営について」</p> <p>平成15年度監査 「道路等の建設・維持管理について」</p> <p>平成16年度監査 「校外施設及び社会教育施設の管理運営について」</p> <p>平成17年度監査 「学校給食事業及び管理業務について」</p> <p>平成18年度監査 「荒川区社会福祉協議会への補助金並びに委託事業について」</p> <p>平成19年度監査 「債権管理事務について」</p> <p>平成20年度監査 「荒川区立図書館の運営について」</p>				
必要性	特定のテーマを深く掘り下げて監査を実施することにより、広く区の事務全般について監査を行う監査委員による監査を補完して監査機能の充実に図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資する。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算・決算額等の推移								
予算額	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475	8,037	
決算額（21年度は見込み）	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475	8,037	
人件費			1,724	1,708	2,562	2,541		
【事務分担量】（%）			20	20	30	30		
合計（+）	7,475	7,475	9,199	9,183	10,037	10,016	8,037	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	7,475	7,475	9,199	9,183	10,037	10,016	8,037	
実績の推移								
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
指摘事項等の件数	45件	45件	34件	29件	47件	24件	-	
指摘事項等の改善件数	39件	37件	24件	27件	35件	14件	-	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	包括外部監査	7,475	包括外部監査	7,475	包括外部監査

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	指摘事項等の件数	29件	47件	24件	-	-	指摘事項のうち、短期間で改善できるものは速やかに改善を行い、中長期的な視点で改善が必要なものは適切な時期に改善を行う。
	指摘事項等の改善件数	27件	35件	14件	-	-	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時機に合った適切なテーマを設定してもらう必要がある。 ・ 検討課題とされた指摘事項の検討、改善状況について、監査年度以降も適宜進捗状況の管理を行う必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 6 区 未実施 16 区 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括外部監査実施区...6区 ・ 個別外部監査実施区...6区 ・ 制度廃止区...2区

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	テーマの設定等に当たっては、外部監査人との意見交換・情報交換等、調整を緊密に行い、より一層の監査機能の充実を図る。	監査結果を区政運営の効率化・合理化に活かすことができる。
	検討課題とした指摘事項について、監査年度以降においても、更に是正改善に向けた取組を行うよう、適切に進行管理を行うとともに、全庁的に周知徹底を図る。	監査結果をより適切に区政運営に反映させることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き現状の内容を維持していく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自動車維持費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	小松 剛	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自動車維持費(01-05-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	26 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	庁有車を集中管理することにより、安全かつ効率的な運行管理を行うことを目的とする。				
対象者等	特別職、議員、職員				
内容	<p>庁有車を集中管理し、車両の調達・維持管理及び運転業務を行う。</p> <p>(1) 車両の調達、維持管理 費用対効果の観点からリースによる車両の調達を進め、平成17年度から15台すべての庁有車をメンテナンスリース(*)に切り換え、運用している。 (*) 車両、税金、保険料のほか、車両の維持管理に関する費用をリース会社が負担する方式</p> <p>(2) 運転業務 ・ 運転業務の委託化を順次進め、平成19年1月からすべて委託（委託職員7名）により対応している。 ・ その他、庁有車運転業務従事者制度により、所管課の職員（安全運転が可能な者として所管課長が選任した者（庁有車運転業務従事者））も運転することができることとしている。</p>				
経過	<p>昭和63年度 広報課及び心障センターから総務課に車両受入れ</p> <p>平成元年度 車両の集中管理に関する調査の実施</p> <p>平成5年度 運転業務の一部の委託開始</p> <p>平成6年度 車両の集中管理の実施（環境課、建築課、道路課及び公園緑地課から車両の受入れ）</p> <p>平成14年度 庁有車更新計画策定 購入からメンテナンスリースへの移行 環境配慮型車両（天然ガス車、ハイブリット車等）の優先導入 リース方式による調達の開始</p> <p>平成16年度 庁有車更新計画の更新（更新期の特別職用車両について他用途転用車両の導入）</p> <p>平成17年度 全車両をメンテナンスリース方式に移行（車両台数の削減）</p> <p>平成18年度 運転業務の完全委託化</p>				
必要性	庁有車両の運行管理を集中的に行うことにより、安全かつ効率的な運行に資する。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		42,318	42,472	42,141	42,820	45,280	46,496	50,042
決算額（20年度は見込み）		39,065	39,444	37,374	41,298	44,421	43,835	50,042
人件費				17,928	1,281	1,769	2,182	
【事務分担量】（%）				98	15	35	40	
合計（+）		39,065	39,444	55,302	42,579	46,190	46,017	50,042
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		39,065	39,444	55,302	42,579	46,190	46,017	50,042
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	庁有車稼働率（平日）	57.0%	50.6%	52.7%	58.4%	66.2%	69.6%	
	低公害車の導入率	23.5%	41.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	燃料代	1,103	燃料代	1,253	燃料代	1,715
	委託料	運転業務委託料	33,845	運転業務委託料	33,122	運転業務委託料	35,842
	使用料	車両リース料	9,254	車両リース料	8,859	車両リース料	9,376

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	低公害車の導入率	100%	100%	100%		100%	総務企画課が管理する庁有車に占める低公害車の割合

（問題点・課題）	<p>より環境に配慮した車両を導入する必要がある。 より各部署のニーズに合った車両を導入する必要がある。 運転業務職以外の一般職員（庁有車運転業務従事者）が庁有車の運転業務に従事する機会が増えており、安全運転の励行を徹底する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
車両更新時に、最新の低排出ガス基準、燃費基準等を参考に、より環境に配慮した車両を導入する。	率先して環境に配慮した取組を行うとともに、区民の目に触れる機会の多い庁有車を通じて、区民に対して環境配慮の必要性についてPRする。
各課の使用実態を調査の上、よりニーズのある車両を導入する。	より事務の効率化を図ることができる。
庁有車運転業務従事者に対して定期的に安全運転の周知徹底を図る。	事故等の発生を未然に防止することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き現状の内容を維持していく。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川区経営戦略会議	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・齊藤	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	経営戦略会議（010104）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	荒川区経営戦略会議設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	行政のホスピタリティや組織を始めとしたこれからの自治体経営について、経営学等の研究者と区長及び区の組織、人事担当管理職による検討・研究の場を設け、今後の区政運営に資する。				
対象者等	区理事者：区長、副区長、総務企画部長、総務企画課長、職員課長 アドバイザー：自治体経営に関する知識を有する経営学等の研究者				
内容	実施の方法 (1) 区長は、課題に応じアドバイザーを招集し意見等を求める。 (2) テーマによって、より専門的な見地から意見を聴く必要がある場合は外部専門員を呼び、意見を聴くことができる。 (3) 原則として、区理事者と各アドバイザーとの会談の形で行う。 (4) 必要に応じて随時開催する。				
経過	区政運営の更なるレベルアップと区民サービスの一層の向上を図ることを目的に、平成19年5月、行政のホスピタリティや組織論を中心としたこれからの自治体経営について検討する経営戦略会議を設置した。 平成19年5月 「荒川区経営戦略会議設置要綱」制定 随時開催				
必要性	自治体経営に関する専門的な知識を得ることは、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上を図る上で、必要不可欠なことである。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	1,200	1,563	963	
決算額（21年度は見込み）	-	-	-	-	1,193	331	963	
人件費	/				854	847	/	
【事務分担量】（%）	/				10	10	/	
合計（+）	0	0	0	0	2,047	1,178	963	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	2,047	1,178	963	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	アドバイザー謝礼	1,113	アドバイザー謝礼	300	アドバイザー謝礼	900
	食糧費	会議賄	80	会議賄	31	会議賄	63

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題）	アドバイザーとの検討・研究の成果及び具体的な反映の方法について、研究する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
会議における意見を区の経営に活かすため、引き続き、円滑な会議運営を図っていく。	今後の自治体運営に資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き、現状の内容で実施していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	保護司会補助	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小室・小松	課長名 内線	五味智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	保護司会補助（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠	荒川区保護司会補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]			
目的	荒川区保護司会の活動に要する経費の一部を補助することにより、更生保護活動の充実を図るとともに、「社会を明るくする運動」を始めとする地域における青少年健全育成や犯罪予防活動に資することを目的とする。				
対象者等	荒川区保護司会				
内容	<p>荒川区保護司会補助金交付要綱に基づき、「社会を明るくする運動」に要する経費に充当することを補助要件に補助金を交付する。</p> <p><参考> 保護司会</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司会は、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、更生保護の職務を遂行している保護司で組織されている。 荒川区保護司会は、昭和27年に結成され、50年余りにわたり活動を続けている。日常的な保護司としての活動はもとより、「社会を明るくする運動」に積極的に参加し、例年の活動に加えて平成17年度・18年度、20年度には、自衛隊音楽隊を招いた「社明コンサート」を主催した。 				
経過	昭和53年度 補助開始 平成10年度～14年度 補助率の見直し 平成17年度 補助条件の見直し（「社会を明るくする運動」に要する経費に充当することを補助要件とした）				
必要性	保護司会は地域の犯罪予防活動や青少年の健全育成に積極的に取り組み、区政に大きく貢献している。特に、本事業が補助条件としている「社会を明るくする運動」では、保護司会が中心となって「社明コンサート」を実施しており、地域における犯罪予防の啓発や青少年の健全育成に寄与している。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ul style="list-style-type: none"> 年度当初に保護司会会長から事業補助金交付申請を受け、当該年度の事業計画及び予算等を審査した後、交付決定し、補助金を支出する。 年度末に保護司会会長から事業報告書が提出され、事業実績及び決算等を審査して補助金額を確定する。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	370	370	370	370	370	370	370	
決算額（20年度は見込み）	370	370	370	370	370	370	370	
人件費			172	1,708	854	1,016		
【事務分担量】（%）			2	20	10	12		
合計（+）	370	370	542	2,078	1,224	1,386	370	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	370	370	542	2,078	1,224	1,386	370	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	社明コンサートの主催				1		1	1

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	保護司会補助金	370	保護司会補助金	370	保護司会補助金	370

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	（参考） 社明コンサート入場者数	約1,500	約1,500	約1,500			

（問題点・課題分析）	保護司活動における犯罪防止活動の占める割合の増加に伴い、今後の連携のあり方について研究する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
保護司会の犯罪防止活動を支援する。	必要な支援を行うことで、保護司会の地域における犯罪予防活動や青少年の健全育成などの活動を推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	ふれあいティーパーティー	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・齊藤	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	ふれあいティーパーティー（010602）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	広聴機能の充実[13-02]			
目的	カジュアルな雰囲気の中で団体等と意見交換を行い、交流を深めることにより、区政に関する意見・要望等をうかがい、区政への区民参加や協働の推進を図ることを目的とする。				
対象者等	区民等：区内の各種団体、ボランティア等 区側：区長、副区長、教育長、関係部課長				
内容	気軽に意見を言える雰囲気のもと、各分野、各年齢層の団体等と区特別職や関係部課長との間で意見交換を行い、区政に反映する。				
経過	<p>第1回（日 時）平成18年5月20日（土）14:00～15:30 （対象者）荒川区女性団体の会平成17年度運営役員</p> <p>第2回（日 時）平成18年7月22日（土）14:00～15:30 （対象者）荒川区私立幼稚園等父母の会役員等及び園長</p> <p>第3回（日 時）平成19年1月27日（土）14:00～15:30 （対象者）区内大学等の若者層等</p> <p>第4回（日 時）平成19年12月1日（土）12:00～13:30 （対象者）児童安全ボランティア等</p> <p>第5回（日 時）平成20年2月9日（土）12:30～14:00 （対象者）荒川バラの会会員</p> <p>第6回（日 時）平成20年6月15日（日）14:00～15:30 （対象者）荒川区私立幼稚園等父母の会役員及び園長</p> <p>第7回（日 時）平成20年11月16日（日）14:00～15:30 （対象者）荒川マイスター</p>				
必要性	気軽な雰囲気の中で団体等と意見交換や交流を行うという新しい試みであり、団体等の率直な意見が期待できるなど、区民参加や協働を促進するチャンネルの一つとして必要である。 新たな事業の提案（「あらかわバラの市」の開催）や区事業への参加増（子育てモニターへの申込）等の効果もあり、今後も続けていく有効性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額					950	1,267	1,503	1,854
決算額（21年度は見込み）					862	517	433	1,854
人件費					1,708	1,757	1,538	
【事務分担量】（%）					20	22	21	
合計（+）		0	0	0	2,570	2,274	1,971	1,854
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	2,570	2,274	1,971	1,854
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	開催回数				3	2	2	3

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	会場設営等委託料	437	会場設営等委託料	318	会場設営等委託	1,253
	使用料	会場使用料	16	会場使用料	25	会場使用料	107
	報償費	謝礼	64	謝礼	78	謝礼	394
	一般需用費			消耗品費	12	消耗品費	100

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	参加人数	93	68	56		90	開催回数×各回の参加人数 (3回×30名程度)
	参加者の満足度		98%	98%		100%	アンケートに対し、満足と回答した参加者の割合

（問題点・課題）	<p>各方面と幅広い意見交換や交流が行えるよう、対象者の選定を考慮する必要がある。集団広聴の一つとして、率直な意見交換ができる貴重な機会ととらえ、さらに意見を収集する方法を工夫する必要がある。</p> <p>より活発な意見交換や交流ができるよう、会合内容や雰囲気づくりを工夫する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組み具体的な改善内容	期待する効果
日頃、区と直接話をする機会が少ない個人や団体等を候補として、多岐にわたる分野から対象を選定する。	多方面の方々と意見交換や交流ができるようになるとともに、区民の具体的なニーズを施策に反映することが期待できる。
参加者に対してアンケートを実施し、より満足してもらえる会合となるよう、レベルアップに努めるとともに、会合での直接の発言として収集できない意見や要望等をフォローする。	より充実した会合になり、区民参加や協働の一層の効果が期待できる。

事務事業の分類		の説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	これまでと異なる広聴機能であり、内容を充実した上で、継続実施していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	儀礼交際用経費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・齊藤	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	儀礼交際用経費（010204）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	儀礼交際用経費支出基準	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	各種団体等との円滑な連携[14-05]			
目的	事務事業に係る儀礼的な交際経費の一部を支出することにより、各種団体との関係や連携の円滑化を図るとともに、表意者の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	部長級職員、課長級職員、係長級職員				
内容	<p>1 支出できる対象 各部（局）の事務事業に直接かつ密接に関係がある 団体等の主催する会合等における会費、 個人を対象とする慶事、弔事、見舞い 「会費」とは、会議、懇談会、懇親会等における会費、参加費等を言う。</p> <p>2 支出金額 会費：会費相当額（上限5,000円） その他（見舞い等）：実支出額の2分の1の額（上限額5,000円）</p>				
経過	<p>昭和63年度 事業開始 平成4年度 支出対象の拡大（関係団体の役員の家族を対象に追加） 平成13年度 支出基準の見直し 平成15年度 支出対象の見直し 平成19年度 対象者の見直し、支出金額の見直し</p>				
必要性	区政運営に密接に関係のある各種団体との関係強化や連携の円滑化を図るため、必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>毎月10日までに表意者から提出される報告書について、儀礼交際用経費支出基準に照らし、基準に合致した場合のみ支払を決定する。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額	1,042	800	1,104	1,042	1,705	2,650
	決算額（21年度は見込み）	1,042	697	772	894	1,482	2,650	1,500
	人件費			862	1,281	964	1,759	
	【事務分担量】（%）			10	15	22	35	
	合計（+）	1,042	697	1,634	2,175	2,446	4,409	1,500
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,042	697	1,634	2,175	2,446	4,409	1,500
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	件数	375	256	300	343	489	625	-
	一件あたり平均額（単位：円）	2,778	2,724	2,574	2,607	3,031	4,239	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	儀礼交際用経費	1,482	儀礼交際用経費	2,650	儀礼交際用経費	1,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	儀礼交際用経費表意件数	343	489	625	85 (6月現在)		

（問題点・課題）	<p>荒川区の地域性を考慮し、区として各種団体等との円滑な関係を築くために、引き続き制度を維持していく必要があるが、支出対象等について、随時適切な見直しをしていく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
報告書の厳格なチェックによる適正な補助を行う。	基準に合致した適正な制度の運営を図ることができる。
必要に応じた基準（支出対象等）の見直しを行う。	表意者の負担軽減と区の支出経費とのバランスの確保を図ることができる。
予算区分及び執行体制の見直し（関係団体を所管する部の予算・執行とする。）	予算の範囲内で、支出基準に合致し、かつ実態に応じた計画的な執行を期すことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	改善・見直し	基準や予算区分等の見直しを検討した上で、適正に運営していく

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	児童安全対策協議会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・小松	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	児童安全対策協議会（01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	児童安全対策協議会設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	子どもの安全対策[11-05]			
目的	区、区内関係機関、区民等から組織する児童安全対策協議会において、各機関が密接な連携の下に、区内の児童等の安全確保に係る対策を検討・実施することを目的とする。				
対象者等	官公署等、地域団体、学校等その他の関係機関				
内容	<p>(1) 所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童等の安全確保のために必要な対策についての意見交換に関する事。 ・ 上記の意見交換に係る区、関係機関、区民の協力連携に関する事。 ・ その他児童等の安全確保に関し必要と認める事。 <p>(2) 組織</p> <p>官公署等、地域団体、学校等その他の関係機関及び区の代表者で組織 (官公署等) 荒川警察署長、南千住警察署長、尾久警察署長、荒川消防署長、尾久消防署長、荒川郵便事業株式会社荒川支店長 (地域団体) 町会連合会代表世話人、青少年対策地区委員会連絡協議会会長、民生委員・児童委員協議会荒川地区会長、高年者クラブ連合会理事長、商店街連合会会長 (学校等) 小学校長会会長、PTA連合会小学校部会会長、西日暮里ふれあい館館長 (その他) シルバー人材センター会長、社会福祉協議会事務局長 (区) 区長、副区長、教育長、関係部長</p>				
経過	<p>平成18年 1月 荒川区児童安全対策協議会の設置 3月 荒川区児童見守り条例の制定 平成19年11月 関係課長会による検討 児童安全対策プロジェクトチームの設置 荒川区児童安全対策作業部会の設置 平成20年 9月 児童見守り啓発用のぼり旗の設置、見守り活動用腕章の作成・配布 10月 荒川警察と協働でスーパー防犯パトロールを実施</p> <p>児童安全対策協議会は、平成21年3月までに全5回開催</p>				
必要性	全国各地で児童等が巻き込まれる痛ましい事件を未然に防止するためには、地域全体で子どもを見守っていく環境を作る必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額			0	132	48	4,214	3,341
	決算額(21年度は見込み)			0	114	22	2,027	3,341
	人件費			862	171	1,708	2,795	
	【事務分担量】(%)			10	2	20	33	
	合計(+)	0	0	862	285	1,730	4,822	3,341
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	862	285	1,730	4,822	3,341	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	協議会開催回数			2	1	1	1	
	協議会参加団体数			14	15	14	15	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員謝礼	0	委員謝礼	0	委員謝礼	1,200
	食糧費	会議賄い	17	会議賄い	21	会議賄い	56
	使用料	会場使用料	5	会場使用料	4	会場使用料	122
	役務費			感謝状筆耕	0	感謝状筆耕	164
	消耗品費			安全対策啓発用品等	2,001	安全対策啓発用品等	1,396
	委託料					会場設営委託等	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	子どもの安全対策事業数	25	31	36			区が行っている事業数

（問題点・課題）	<p>見守り条例制定後、全庁的に児童安全対策に取り組んでいるが、協議会としても、区、関係機関、地域団体等相互が、情報や問題意識の共有化等を行うなど、さらなる連携強化が求められている。</p> <p>地域団体等の活動を活発に行うことで、広く区民に協力を呼びかけ、犯罪や事故に対する抑止効果を生み出せるよう、普及啓発を図る必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>子どもの安全対策事業については、各区において様々な取組みが実施されているが、条例制定は23区初</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
引続き、協議会を開催し、情報交換に努める。	刻々と変化する地域の犯罪発生等の状況把握、活動実績の報告等を行うことにより、情報や問題の共有化を図り、連携を強化する。
児童安全に関するさらなる啓発活動を行う。	啓発活動を通じ、区全体としての機運を高め、自主的な活動を促進する。
作業部会等において、具体的な安全策を検討する。	作業部会が機敏に対応することにより、一層効果的な対策が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	荒川区を「安全・安心なまち」「子育てしやすいまち」とするため、引き続き子どもの安全対策について実効性のある体制を構築していく。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川区区政改革懇談会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	小林 直彦
		担当者名	中野・親川	内線	2112
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	区政改革懇談会（01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	区政改革懇談会設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	区民参画・協働の推進[13-01]			
目的	区民の区政参画の機会を拡大するため、幅広く区民から意見を聴くとともに、区政に関する政策提言を受ける。				
対象者等	区民(公募により委嘱した区政改革懇談会委員)				
内容	<p>【第1期】平成17～18年度、委員数約70名 実施内容 （平成17年度）荒川区の将来像について、世代・ライフスタイル別の6グループで検討・提言 （平成18年度）「地域活性化・暮らしの安全分科会」「福祉・健康・子育て分科会」「まちづくり・環境分科会」「教育分科会」の4グループで、各施策別の具体的な検討・提言</p> <p>【第2期】平成19年度～、委員数50名（平成21年度は41名） テーマ 地域のコミュニティ力をいかに高めるか 実施内容 （平成19年度）今後の懇談会の進め方や地域コミュニティの現状と課題について議論 （平成20年度）防犯、福祉、子育てにかかわる地域のコミュニティ力について、地域別グループで検討・提言 （平成21年度）平成20年度の提言を基に、「地域の人材がコミュニティに参加するきっかけづくり」「地域の資源と地域の課題をコーディネートする仕組みと場づくり」「地域組織の連携と活性化のための仕組みづくり」の3グループに分かれ、区民が主体的に取り組むための企画を検討し、平成22年3月までに区へ提案を行う予定</p>				
経過	<p>【第1期】平成 16年度 実施検討 平成17年 6月 委員公募 7月 委員選考、17年度第1回懇談会開催 平成18年 2月 最終報告会開催(区長へ提言書提出) 5月 18年度第1回懇談会(分科会)開催 平成19年 3月 活動・提言報告会開催(区長へ提言書提出)</p> <p>【第2期】平成19年10月 委員公募・選考 12月 19・20年度第1回懇談会開催 平成21年 3月 提言報告会開催(区長へ提言書提出) 5月 21年度第1回懇談会開催(概ね月1回程度開催予定)</p>				
必要性	これまでの行政主体の施策を見直し、区民の視点から、区民の求める施策を検討し、実施する必要がある。そのために、幅広い区民から意見を聴き、政策提言を受ける必要性は高い。 また、区民との協働を推進し、区民の区政に関する意識の向上にも寄与することから必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） グループ討議の進行役は、コンサルタントが行う。（19～21年度委託業者（株）地域計画総合研究所）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額			2,930	3,336	4,518	5,579	5,597	
決算額（21年度は見込み）			242	3,267	3,024	4,867	5,597	
人件費			9,309	6,661	5,978	3,812		
【事務分担量】（%）			108	78	70	45		
合計（+）	0	0	9,551	9,928	9,002	8,679	5,597	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	9,551	9,928	9,002	8,679	5,597	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	懇談会開催数			45	29	3	10	10

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	託児	6	託児	26	託児	102
	食糧費	賄い	18	賄い	208	賄い	262
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	30
	役務費	郵送料	0	郵送料	0	郵送料	0
	委託料	運営支援委託等	2,969	運営支援委託等	4,518	運営支援委託等	5,079
	使用料	会場使用料	33	会場使用料	115	会場使用料	124

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	委員の懇談会参加率	46%	69%	53%	70%	80%	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会における議論をより深めるため、委員の参加率を向上させる工夫が必要である。 ・区政懇の参加をきっかけとして、懇談会の委員や委員であった者が地域活動を行うことができるような側面支援が必要である。 ・懇談会の委員自らが会議運営をできるような仕組みづくりが必要である。 ・22年度以降の懇談会の方向性について検討する必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
委員や委員であった方を対象としたファシリテーション講座や地域活動講座等を実施し、自主的な会議運営や地域活動に向けた支援を行う。	より自律的な取組を支援することにより、地域活動等に積極的に取り組む気運が高まる。
実際に地域活動をしている方へのヒアリングや意見交換の場を設ける等の工夫をし、地域活動の実践に向けたきっかけとする。	懇談会における議論がより深まるとともに、地域活動等に積極的に取り組む機運が高まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民参画・協働を促進する手段の一つとして、運営方法に工夫を凝らしながら引き続き実施していく。

議（要質旨問） 況（状）	<p>H18年三定 団塊の世代及びシニア世代の区民が、行政との協働の担い手として活躍してもらうために区ができること</p> <p>H19年二定 区民参画について</p>
-----------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	指定管理者制度の運用に関する調整	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	小林 直彦
		担当者名	谷井・後藤	内線	2115
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	政策調整事務費（01-01-09）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠法令等	地方自治法第244条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	指定管理者制度の運用を適切かつ円滑に行い、区施設におけるより一層の区民サービスの向上を図る。				
対象者等	指定管理者				
内容	<p>指定管理者制度運用方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月策定（19年3月、20年3月、21年3月一部改正） 各所管部と調整を図り、全庁的な方針を決定することにより、適切な管理運営を行う。 <p>指定管理者の実績評価に外部専門家の審査を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者から毎年度提出される事業報告書について、区が行う実績審査において、審査におけるチェック機能を強化するため、外部専門家（中小企業診断士）による審査を導入する。 対象施設 平成19年度分実績審査45施設 平成20年度分は47施設。 内容 中小企業診断士という専門的な立場から指摘・アドバイスを受ける。 区は、指摘やアドバイスを今後の事業運営に生かし、より適正な指定管理者による管理運営ができるよう進める。 <p>指定管理施設運営協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 区と指定管理者が連携を図り、指定管理施設の適正な管理を確保するとともに、区と指定管理者が共通認識をもって公の施設の管理運営を行うため、連絡調整・意見交換の機会として開催する。 内容 全体会議：すべての指定管理者を対象として開催 分科会：施設の種別ごとに開催 実績 平成21年4月22日、5月1日 施設の性質別に分科会を開催 				
経過					
必要性	効果的効率的な行政運営の推進のためには、今後も民間の専門性やノウハウを活用し施設の管理運営を一体的・総合的に行うことのできる指定管理者制度を適切に運用し、一層の区民サービスの向上を図る。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・外部専門家による審査：中小企業診断士に依頼				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額		-	-	-	-	
	決算額（21年度は見込み）		-	-	-	-	462	2,356
	人件費			3,361	2,562	1,708	4,235	
	【事務分担当】（%）			39	30	20	50	
	合計（+）	0	0	3,361	2,562	1,708	4,697	2,356
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	3,361	2,562	1,708	4,697	2,356
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	指定管理者制度 導入施設数(4月1日現在・累計)		3	7	36	45	47	47

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	-	-	審査員謝礼	462	外部専門家への報償費	2,353
	食糧費					審査時・審査委員用の飲料水	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	指定管理施設運営協議会の開催回数	1	1	3	2	2	H18,19年度は指定管理者事業者連絡会 H20,21年度は指定管理施設運営協議会分科会を開催
	外部専門家による審査の実施施設数	-	-	45	47	47	平成20年度は試行実施

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・各所管が行う実績審査に外部専門家による審査を加え、チェック機能を強化したところであるが、一層の効果検証及び改善に向け、審査方法や手順を検証する必要がある。 ・指定管理の導入効果について、様々な視点から検証する必要がある。 ・年度ごとに運営が改善されていくような仕組みを構築することが求められる。 ・施設の管理者として区の説明責任を果たすため、指定管理者の選定経過や指定管理施設の運営状況等の公表について検討する必要がある。 ・指定管理者制度の運用をより適切かつ円滑なものにするため、指定期間終了時における指定管理者の選定方針や指定期間について、施設の特性を踏まえた検討を引き続き行う必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>【先進的事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台東区 指定管理者施設管理評価について、区による一次評価及び評価委員会における二次評価を実施 ・北区 指定管理者へのモニタリング評価結果をホームページに開示

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者に対するより一層の効果検証及び改善に向け、モニタリングや評価の方法について検討し整備していく。	指定管理者制度の運用をより適切かつ円滑に行うとともに、区施設におけるサービスの向上を図ることができる。
指定管理者の選定経過や指定管理施設の運営状況等の公表について検討を行っていく。	指定管理者制度による適正な管理運営を確保するとともに、施設の管理者として区の説明責任を果たす。
指定期間終了時における指定管理者の選定方針や指定期間について、施設の特性を踏まえた検討を行っていく。	より安定的なサービスの提供及び指定管理者の専門能力の発揮につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	サービスの向上と費用の縮減を図るといふ制度の導入趣旨を踏まえ、全庁的な調整を図りながら、適切に運用していく。

議会議決要旨	<p>H20・一定（予特）： 区と指定管理者の責任分担を明確にするとともに、区は指定管理施設について徹底して管理を</p> <p>H20・二定、三定： 区民サービスや労働条件などの実態を明らかにして必要な対策を行うこと</p> <p>H20・四定： 指定管理者などで時給700円台も見受けられる。底上げ対策を検討すること</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川区基本構想推進委員会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	小林 直彦
		担当者名	谷井・田中	内線	2115
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	荒川区基本構想推進委員会（01-01-05）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	荒川区基本構想推進委員会設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	荒川区基本構想に掲げる将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指し、区の施策の方向性や推進方策等について助言を受けるため。				
対象者等	荒川区基本構想推進委員会委員及び区職員				
内容	<p>< 委員 > 阿久戸光晴(元荒川区基本構想審議会会長・聖学院大学学長) 櫻井善忠(荒川区区政改革懇談会座長・元荒川区基本構想審議会委員・元荒川区教育委員会教育委員長) 二神恭一(元荒川区基本構想審議会委員・早稲田大学名誉教授)</p> <p>< 出席者 > 区長、副区長2名、教育長、事務局(総務企画部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長)</p> <p>< 議題 > ・基本構想に掲げている将来像の実現のための施策の方向性や方策について ・基本構想推進状況の検証について</p>				
経過	H19年 3月14日 平成19年第一回定例会において、荒川区基本構想を議決 H19年 5月30日 第1回荒川区基本構想推進委員会（基本構想推進委員会の進め方について、意見交換等） H19年 8月27日 第2回荒川区基本構想推進委員会（「子育て教育都市」について(1)、意見交換等） H19年12月21日 第3回荒川区基本構想推進委員会（「子育て教育都市」について(2)、意見交換等） H21年 1月29日 第4回荒川区基本構想推進委員会（「安全安心都市」について(1)、意見交換等）				
必要性	基本構想に掲げる区の将来像実現に向け、幅広い視点からの意見をいただくことは重要であり、今後の施策の推進のために活用を図る。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 必要に応じ、随時開催				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	1,153	522	549
	決算額（21年度は見込み）	-	-	-	-	719	76	549
	人件費				-	1,281	847	
	【事務分担当】（%）				-	15	10	
	合計（+）	0	0	0	0	2,000	923	549
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	2,000	923	549
	実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	基本構想推進委員会開催回数	-	-	-	-	3	1	4

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員謝礼	178	委員謝礼	60	委員謝礼・費用弁償	369
	特別旅費	委員特別旅費	2				
	食糧費	会議賄	1	会議賄	1	会議賄	12
	役務費	議事録作成	47	議事録作成	15	議事録作成	168
	一般需用費	印刷製本費	491				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	推進委員会開催回数		3	1	4	6	概ね2か月に1回開催

（問題点・課題）	<p>・推進委員会における意見を施策に反映するための仕組みづくりが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 21 区）</p> <p>文京区：基本構想推進会議</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
各回において6つの都市像を順次テーマとして設定し、関係部課長の出席の下、委員との意見交換を行う。	委員の意見を直接関係部課長が聴くことにより、各部の施策に委員会意見を反映することが期待される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	基本構想の実現に向けた各種施策の推進に資する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	行政評価システムの推進	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	小林 直彦
		担当者名	中野・鈴木	内線	2111
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	行政評価システムの推進（010102）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 17年度	根拠	なし		
終期設定	有 無 年度	法令等	なし		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	次に掲げる事項を実現し、成果を重視した効果的・効率的な区政運営を行う。分析シートについては沿革や予算編成等のための資料として活用する。 区民への分かりやすい区政情報の提供 職員の意識改革（成果・コスト意識等の醸成） 評価結果の計画・予算等への反映 事務事業の改善				
対象者等	職員				
内容	<p>[平成18年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政評価システムの構築 行政評価の実施（全ての政策・施策・事務事業を対象）、結果の公表、研修等による普及啓発 <p>[平成19年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 18年度に策定した新たな「基本計画・実施計画」に基づいて実施 政策・施策の分析を基に、翌年度の新規事業を創出 <p>[平成20年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策及び事務事業の分類を、ABC表記から、わかりやすく、かつ事業を着実に推進する方向が伝わるように文言での表示に変更。（「A」「重点的に推進」、「B」「推進」、「C」「継続」、「D」「見直し」） 指標と指標に対する進捗を検証し、政策・施策・事務事業の見直しの強化 <p>[平成21年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の分類の「継続」及び「見直し」のうち、事業の完了等、継続の必要がないものや、継続の中でも事業の実施方法の改善を図るもの等をより明確に分類するために、分類及び表記の一部変更を行った。 「重点的に推進」「推進」「継続」「見直し」 「重点的に推進」「推進」「継続」「改善・見直し」「休止・完了」 				
経過	<p>[平成9～16年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価の実施 財政課所管 <p>[平成17年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな行政評価システムの構築・推進（政策・施策・事務事業） 総務企画課所管 				
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 区が行っている事務事業等について、区民に分かりやすく説明するツールが必要である。 無駄をなくし、より効果的で効率的に区政を運営するためのツールが必要である。 				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>委託先：監査法人トーマツ 委託業務内容 [17年度]行政評価システム構築支援（構築支援、試行・検証サポート、研修等運営支援） [18～21年度]行政評価システム推進支援（推進支援、分析シート作成支援、研修等運営支援） 委託料：[17年度]4,800千円、[18年度]5,000千円、[19～21年度]3,000千円</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額			5,355	5,208	3,000	3,032	3,000
	決算額（21年度は見込み）			4,879	5,207	3,000	3,032	3,000
	人件費			7,757	12,725	2,989	5,082	
	【事務分担量】（%）			90	149	35	60	
	合計（+）	0	0	12,636	17,932	5,989	8,114	3,000
	国（特定財源）			0	0	0	0	0
	都（特定財源）			0	0	0	0	0
	その他（特定財源）			0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	12,636	17,932	5,989	8,114	3,000
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	行政評価の対象 【事務事業】			67	1,060	1,071	1,130	約1,000
	【施策】			10	94	87	87	87
	【政策】			0	18	15	15	15
				(施行実施)	(本格実施)			

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費						
	委託料	システム推進支援委託	3,000	システム推進支援委託	3,000	システム推進支援委託	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	政策・施策・事務事業分析シートの公開率	100%	100%	100%	100%	100%	公開する分析シート数 / 作成した分析シート数
	問題点・課題の改善策検討の提案件数	1,169	1,167	1,280		1,500	問題点・課題の改善策検討の提案件数
	新規充実事業提案件数	-	53	44		87	施策数87を目標

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価と予算の事業体系を整理する必要がある。 ・目標及び成果指標の設定が困難な事務事業がある。 ・組織・定数への段階的な活用を図る必要がある。 ・事務事業の中止・廃止等を検討するための仕組みを取り入れる必要がある。 ・公会計制度の導入に向けて、公会計システムとの連携を検討する必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>政策について実施：5区 施策について実施：18区 全ての事務事業を対象：17区 政策について評価結果を全て公表：5区 施策について評価結果を全て公表：16区 事務事業について評価結果をすべて公表：18区</p> <p>《参考：総務省調査（平成19年10月）》</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事務事業分析シート作成単位と予算編成における事業単位の統一に向けた検討を行う。	評価結果を予算へよりの確に反映することができる。
指標と指標に対する進捗状況の分析・評価を行い、事業の見直しに活用する。	評価結果を事業の見直しへ更に活用することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	改善・見直し	より効果的・機動的な制度となるよう必要な改善を加えながら、着実に推進する。

（状況）	<p>平成17年1定 「本格的な行政評価制度の導入について」</p> <p>平成18年2定 「外部評価制度の導入について」</p> <p>平成19年2定 「さらなる行財政改革の推進について」</p>
------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	行政改革の推進	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	小林 直彦
		担当者名	中野・親川	内線	2112
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	なし				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	あらかわ区政経営戦略プラン	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	簡素で効率的・効果的な区政運営を実現し、より一層の区民サービス向上や施策の充実を図ることを目的とする。				
対象者等	職員、荒川区関連団体、区民				
内容	<p>「あらかわ区政経営戦略プラン」（計画期間21～24年度）に基づき、行政改革の取り組みを推進する。</p> <p>【あらかわ区政経営戦略プランの取組体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働戦略(区民等による協働のまちづくり) <ul style="list-style-type: none"> 「区民参画の拡大」「協働型事業の構築」「区政の透明性向上」 業務戦略(事務事業の再編・整理等の推進) <ul style="list-style-type: none"> 「より一層の業務改善の推進」「執行体制の見直し」「区民の利便性の向上」 「民間活力の積極的導入」 財務戦略(財政基盤の強化) <ul style="list-style-type: none"> 「財政基盤の強化」「健全な財政の推進」 人事戦略(創造的人事行政への転換) <ul style="list-style-type: none"> 「目標を明確にし、行動する組織の形成」 「高い職務意識の情勢と、意欲ある職員集団の育成」 「地方自治体の役割や雇用動向等の変化に対応した多様な人材の活用」 「区政課題への取組を担保する、適正な組織体制の確立」 				
経過	<p>(行政改革大綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年度 「行財政体質改善基本計画」 ・平成7年度 「新たな行政改革推進のための大綱」 ・平成10年度 「さらなる行政改革推進のための大綱」 ・平成14年度 「新たな行政改革推進のためのアクションプラン」 ・平成16年度 「あらかわ刷新プラン」(計画期間17～19年度) ・平成18年度改訂 「あらかわ刷新プラン」(計画期間17～21年度) ・平成21年度 「あらかわ区政経営戦略プラン」(計画期間21～24年度) 				
必要性	社会経済情勢の悪化が深刻化するなか、区に求められる行政需要は高度化・多様化しており、多くの財政支出が見込まれる。こうした中、行政改革を推進し、行政資源を適性かつ有効に配分するとともに、区政運営の一層のレベルアップを図る必要がある。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかわ区政経営戦略プラン(計画期間21～24年度)の取組進捗等及び新規事項の調査、ヒアリングの実施 ・次年度に向けた更新及び取りまとめ 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額(21年度は見込み)	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	0	0	5,430	3,672	1,708	3,812	0	
【事務分担量】(%)	0	0	63	43	20	45	0	
合計(+)	0	0	5,430	3,672	1,708	3,812	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	5,430	3,672	1,708	3,812	0	
実績の推移	83	82	57	60	49	51	98	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	取組項目数	49	49	51	98		<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度までは「あらかわ刷新プラン」に基づく取組項目数 ・平成21年度以降は「あらかわ区政経営戦略プラン」に基づく取組項目数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・施策等の再構築を行うには、事務事業の必要性を再検討する必要がある、行政評価結果の活用が求められる。 ・業務の委託化など従来の手法による取組には一定限界があり、新たな手法や視点による取組の検討が求められる。 ・取組が進捗していない場合に進捗できない原因を把握し、今後の取組について検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>東京都が取りまとめ、各区市町村の集中改革プランの数値目標等を公表している。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
行政評価の結果を活用し事務事業の必要性の有無を検証することによって、効率性等を見直し、改善を図る。	職員人件費も含めた事業のあり方を検討することで、新たな手法による取組を実施する。
あらかわ区政経営戦略プランの進捗状況を確認する際に進捗していない理由を分析し、今後の取組について検討する。	あらかわ区政経営戦略プランの円滑な推進を図る。
庁内に横断的な検討組織を設置し、協働や自主財源の確保等について、他自治体の状況を研究・分析するとともに、区での推進の方策を検討する。	新たな手法による取組の創出を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	21年3月に策定した「あらかわ区政経営戦略プラン」に基づき、引き続き積極的に推進する。

況議（要質問状）	H21年一定 これからの区政運営について
----------	---------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川区顧問	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	飯田昌宏
		担当者名	雨宮・須田	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	荒川区顧問（01-01-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区顧問設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	区長が、各界の専門家や高い識見を有する方々から区政に関する意見等を求めることにより、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上を図る。				
対象者等	区長、副区長、教育長、幹部職員及び係長等の職員				
内容	<p>顧問の任期 委嘱した日から概ね1年とし、再任は妨げない。</p> <p>顧問の身分 委嘱に基づくアドバイザーであり、職員の身分は有しない。</p> <p>実施の方法 (1) 区長は、課題に応じ顧問を招集し意見等を求める。 (2) 原則として、区長と各顧問との会談の形で行う。 (3) 開催時期は、概ね月に1回程度とする。 (4) 区長と各顧問の会談の際、副区長、教育長及びその会に関係する部課長及び係長等を陪席させる。</p> <p>謝 礼 特別区職員研修所講師謝礼基準（荒川区講師謝礼基準同じ）に準じ、1回（2時間程度）につき26,000円とする。</p>				
経過	平成18年4月25日 「荒川区顧問設置要綱」制定 平成18年4月～平成21年6月 荒川区顧問との会談 16回実施				
必要性	様々な分野の専門的な知識を得ることは、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上を図る上で、必要不可欠なことである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	1,595	674	663	554
	決算額（21年度は見込み）	-	-	-	384	261	208	554
	人件費				1,708	1,281	1,271	
	【事務分担当】（%）				20	15	15	
	合計（+）	0	0	0	2,092	1,542	1,479	554
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	2,092	1,542	1,479	554	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	会談回数	-	-	-	9	4	3	
	職員参加人数	-	-	-	265	116	60	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	156	講師謝礼	156	講師謝礼	260
	食糧費	会議賄	1	会議賄	12	会議賄	14
	役務費	議事録作成	104	議事録作成	40	議事録作成	280

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	会談実施回数	9	4	3	10	12	1か月に1回程度
	顧問からの政策提案数	43	13	4	33	40	
	顧問からの政策提案への対応率（%）	28	54	75	30	30	対応したもの（既存含む）/ 顧問提案数 × 100

（問題点・課題）	<p>これまでは顧問との会談の場において、区政への提言等を頂いてきたが、今後は事務事業の実施に関するアドバイザーや講師の依頼など、積極的に顧問制度を活用していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 3 区 未実施 19 区）</p> <p>千代田：参与1人、非常勤、謝礼（150千円/月） 文京：専門委員2人、非常勤、謝礼（50千円/月） 世田谷：参与1人、非常勤、謝礼（442千円/月） 制度はあるが、現在参与は任命されていない。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区立小中学校の特別授業（例「生き方トーク」事業）の講師を依頼する。	地域で活躍する身近な人生の先輩等から、職業人として、また人間としての生き方や人生観などの講演を通じて、子ども達が生涯にわたって自己実現を図ることができる能力や態度を育む。
荒川区職員ビジネスカレッジ講師依頼やその他区事業の様々な場面で顧問を活用できるよう、顧問の情報（専門分野等）について、庁内での会議やグループウェア掲載等で共有していく。	顧問制度を活用し、より多くの職員が様々な分野の専門的な知識を得ることにより、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	政策形成に資する。

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	パブリック・コメント制度の推進	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 雨宮	課長名 内線	小林 直彦 2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 21年度 ○ 20年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠 法令等	荒川区パブリック・コメント手続要綱	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[Ⅶ]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	広聴機能の充実[13-02]			
目的	<p>区の政策立案過程の公正性と透明性の向上を図ることにより、区民に対する説明責任を果たす。 また、区民の意見及び要望を積極的に取り入れ、区政に反映させることで、区民の区政への参画を促進し、開かれた区政を実現する。</p>				
対象者等	<p>区民等（①区内に在住、在勤、在学の方、②区内に事務所、事業所を有する個人、団体、③その他、対象となる計画等により影響を受ける個人、団体等）</p>				
内容	<p>1 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員 2 対象 (1) 区の総合的な構想、計画等の策定及び改定 (2) 各行政分野の構想、計画、宣言等の策定及び改定 (3) 区政の推進にかかる基本的な制度等の制定及び改廃 (4) 区民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定及び改廃 (5) その他実施機関が特に必要と認めるもの</p>				
経過	<p>17年度：検討開始 18年度：試行実施（各所管で実施） 19年度：全庁統一基準を策定（要綱）、本格実施</p>				
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 荒川区基本構想（平成19年3月策定）において、基本理念の一つとして「区民の主体的なまちづくりへの参画」を掲げており、区政参画のツールの一つとして必要である。 行政手続法においても、地方公共団体に対して意見公募手続の実施の努力義務を課しており、区政の透明性の向上の観点からも必要不可欠である。 				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>(1) 政策の策定の意思決定前にその案を広報紙、担当課窓口、ホームページ等を通じて公表する。 (2) 区民等が郵便、FAX、電子メール、担当課窓口への書類の持参により意見の提出を行う。 (3) 提出された意見については、可能な限り、政策立案過程への反映に努める。 (4) 概要及び当該意見に対する区の考え方をHP等で公表し、公表した案を修正する場合には、その修正内容も公表する。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額								
①決算額（21年度は見込み）								
②人件費			603	1,025	171	424		
【事務分担量】 (%)			7	12	2	5		
合計（①+②）	0	0	603	1,025	171	424	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	603	1,025	171	424	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	パブコメを実施した件数		1	3	7	1	11	-
	意見の件数		70	88	131	14	598	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
①	意見の件数	131/7	14/1	598/11	300/6	500/10	意見数/実施したパブコメ件数
②							
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定や計画立案に当たり、適切に進行管理を行う必要がある。 ・ 多角的な観点から有用な意見を聴取できるようにする必要がある。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 4 区） 要綱・規則等により制度化…15区 条例化…4区

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	全庁統一基準により制度が円滑に実施できるよう、引き続き周知していく。	区民の意見を反映できる仕組みを担保することにより、区民の区政への参画意識を向上させることができる。
②	実施に当たっては、計画、制度、条例等を区民により分かりやすく説明し、意見を出しやすい環境を整える。	区民の区政への参画意識を向上させることができる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区民の区政参画の手段の一つとして、適切かつ迅速に実施していく。

議況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	団塊の世代を中心とした地域活動の促進	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 谷井・後藤	課長名 内線	小林直彦 2115
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	地域活動の推進（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠 法令等	荒川区地域活動支援事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	区民参画・協働の推進[13-01]			
目的	団塊の世代の大量退職の時期を迎え、これらの人的資源を区政運営に生かす仕組みを整備するとともに、区民の地域活動を支援し、区民参画と協働の推進を図る。				
対象者等	定年退職後の区民、地域活動に関心のある区民				
内容	<p>荒川区地域活動支援事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 団塊の世代を中心とする区民対象の地域活動支援事業を実施する団体に対して、当該事業の実施に要する費用の一部を区が補助することにより、団塊の世代を中心とする区民の地域活動を支援し、もって地域の活性化に資することを目的とする。 ・補助対象団体 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 ・補助対象事業 荒川ボランティアセンターの分室である地域活動サロン「ふらっと・フラット」が実施する、団塊世代を中心とする区民対象の事業 <p>団塊世代活動支援コーナー（区役所本庁舎2階に窓口を設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設場所・日時 区役所本庁舎2階（情報提供コーナーに併設） 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 ・対象 ボランティア活動や短期的・長期的な就労等、地域活動への参加を考えている区民 ・主な業務内容 情報提供、担当部署や関係機関への取次、紹介、その他相談業務 ・関係機関との連携 ボランティアセンター、ふらっと・フラット、荒川区シルバー人材センター、JOBコーナー町屋等 				
経過	<p>平成17年度～ 検討</p> <p>平成18年度～ ハローワーク足立、東京しごと財団等関係機関調査、先進自治体視察 「団塊の世代の今後の就業等に関するアンケート調査」実施（19年1月、区内1000サンプル）</p> <p>平成19年度 荒川区地域活動支援事業補助金要綱制定、補助金交付（7,926千円） 11月 団塊世代活動支援コーナー開設、関係機関連絡会の開催（2回）</p> <p>平成20年度 団塊世代活動支援コーナーの周知（区営掲示板へのポスター、区報、ホームページなど） 南千住図書館との連携（団塊世代の図書特集を開催・平成21年1月～3月） 関係機関連絡会の開催（2回）、補助金交付（5,932千円）</p>				
必要性	人的資源価値を持つ団塊の世代の活躍の場について、仕組みをつくることにより、団塊の世代本人の自己実現や地域の活性化に繋がることからその必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動専門相談員による団塊世代活動支援コーナーにおける相談・取次 ・荒川区地域活動支援事業補助金の交付（H21年度予算額 7,112千円） 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額		-	-	2,043	17,291	10,283	11,240	
決算額（21年度は見込み）		-	-	1,512	9,906	9,344	11,240	
人件費				6,661	3,501	4,135		
【事務分担量】（%）				78	41	120		
合計（+）	0	0		8,173	13,407	13,479	11,240	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0		8,173	13,407	13,479	11,240	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	荒川区地域活動支援事業補助金交付額			-	-	7,926	5,932	7,112

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	地域活動専門相談員報酬		1,523	地域活動専門相談員報酬	3,046	地域活動専門相談員報酬	3,166
	地域活動専門相談員共済費		181	地域活動専門相談員共済費	366	地域活動専門相談員共済費	372
	地域活動専門相談員特別旅費		1	地域活動専門相談員特別旅費	0	地域活動専門相談員特別旅費	8
	地域活動支援コーナー消耗品		85			区報特集号作成費	582
	地域活動支援コーナー備品		190				
	地域活動支援事業補助金		7,926	地域活動支援事業補助金	5,932	地域活動支援事業補助金	7,112

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	団塊世代活動支援コーナー受付数（件）	-	57	263	280	300	平成19年11月1日開設 1か月あたり25件を目標とする
	ふらっと・フラットの利用者数（人）		886	1,907	2,000	2,160	平成19年9月12日開設 1か月あたり150人を目標とする

問題点・課題 (指標分析)	<p>団塊世代の大量退職の問題は、雇用延長等の実現により、現時点では顕在化しておらず、団塊世代活動支援コーナーへの相談数も少ない状況にある。また、相談の内訳をみると就業相談が多く、地域活動に関する相談が少ない状況である。そのため、実際の大量退職期といわれる2012年に向けて、情報収集、コーナーの一層の周知活動、コーナーの機能強化等が求められる。現在のコーナーについて、相談機能に合わせて情報発信、周知の徹底に向けて見直していく必要がある。</p> <p>団塊世代の方を今後どのように活用するか、区としてどのような事業を展開するべきかを見極める必要がある。社会教育課の「（仮称）あらかわ地域大学」との連携を図る。</p> <p>ふらっと・フラットは、曜日や時間帯によって利用者数の変動が大きいことから、より多くの区民に活用してもらうことを通じて、地域活動の促進を図ることができるような取組が必要である。</p>
	<p>他区の実施状況</p> <p>（実施 5 区 未実施 17 区）</p> <p>足立区 「団塊世代情報サイト」（協働推進課による単独のホームページを運営） 世田谷区 「生涯現役プロジェクト」（生涯現役推進課によるホームページ運営やワークショップの実施など） 杉並区 団塊世代のキャリアプランに係るコーディネートする事業を推進する計画していたが、社会環境の変化に伴い事業趣旨がそぐわなくなった為、計画を終了している（杉並区ホームページから）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報、ホームページ、チラシ等により、団塊世代活動支援コーナーの存在を広く周知していく。特にホームページの内容を充実し、情報発信する。	団塊世代活動支援コーナーへの相談数の増加
地域活動サロン「ふらっと・フラット」と連携を図り、団塊世代を対象とした事業を展開していく。	団塊の世代を中心とする区民の地域活動を支援し、もって地域の活性化に資することができる。
社会教育課事業との連携を図り、団塊世代を今後どのように活用するか検討していく。	「（仮称）あらかわ地域大学」で得た知識やネットワーク等を地域活動へ活かすことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域の人財を地域活動等に有効に活用するため、引き続き推進していく。

議会議決要旨	<p>H17・三定：団塊世代の地域活動の支援として、市民活動基金の創設を</p> <p>H18・四定：団塊の世代の受け皿づくりと区の役割について</p> <p>H19・二定：団塊の世代を始めとする中高年の社会参加に向けた受け皿整備を</p> <p>H20・四定：団塊世代の参画を積極的に推進すべき</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自治体シンクタンクの設置	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	長田 七美
		担当者名	森田 修康	内線	2180
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自治体シンクタンクの設置準備（01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠		
終期設定	有 無	21 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	荒川区が基礎自治体として政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供を図るために、区が抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行い、区に対し政策提言等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、自治体シンクタンクである「荒川区自治総合研究所」を設置する。				
対象者等	荒川区政の施策の対象となる区民全般				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例の制定・改正 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人荒川区自治総合研究所に対する助成等に関する条例の制定 ・公益的法人等への荒川区職員の派遣等に関する条例の一部改正 2 一般財団法人の設立手続 <ul style="list-style-type: none"> ・役員（理事・監事）、評議員の選定 ・定款の作成、公証人認証 ・内部規程類の整備 ・財産の抛出、設立登記 3 事業計画、収支予算書の作成 4 研究員・事務職員の採用 5 調査研究方法・プロセスの決定 6 調査研究テーマの決定 				
経過	平成21年4月 シンクタンク設立準備担当の設置 平成21年10月 一般財団法人荒川区自治総合研究所設置・調査研究開始（予定）				
必要性	住民と身近な自治体である区が基礎自治体として、政策立案機能、自治体経営の基盤強化を行い、独自施策を全国の自治体に先駆けて実行していく能力をもつためには、総合的な調査研究を行う専門機関が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額						1,413	10,920	
決算額（21年度は見込み）						222	10,920	
人件費				-	-	4,235		
【事務分担量】（%）				-	-	50		
合計（+）	0	0	0	0	0	4,457	10,920	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	4,457	10,920	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	旅費			職員旅費	86	職員旅費	0
	需用費等			消耗品費	137	消耗品・備品購入費	2,214
	報償費					役員等報償費	180
	役務費等					役務費・賃借料	985
	委託料					設立支援委託料	2,441
	工事請負費					工事請負費	2,000
	公課費					公課費	100
	投資及び出資金					財団法人拠出金	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>平成21年10月の自治体シンクタンクの設立当初から円滑な調査・研究活動を行うことができるように、調査研究方法やプロセス、区・研究所間の情報のやり取りや協力体制、ナレッジマネジメントの実施等について十分検討の上、有効な設計を行う必要がある。</p> <p>高度な調査研究の実施及び円滑な法人運営を行うため、調査研究に関する高いノウハウを持つ研究員及び法人会計に関する知識・経験を持つ事務職員を確保する必要がある。</p> <p>自治体シンクタンクの規模を踏まえた上で、荒川区の抱える課題・問題点の解決に資する調査研究テーマについて、区とシンクタンクとが協議しながら設定する必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 3 区 未実施 19 区）</p> <p>中野区政策研究機構（平成19年4月設置） 新宿自治創造研究所（平成20年4月設置）</p> <p>せたがや自治政策研究所（平成19年4月設置）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	休止・完了	平成21年10月に自治体シンクタンクが設置される予定であるため。 （自治体シンクタンクの運営については別シートに記載する。）

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自治体シンクタンクの運営支援（荒川区自治総合研究所運営費補助）	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	長田 七美
		担当者名	森田 修康	内線	2180
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自治体シンクタンクの設置準備（01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	一般財団法人荒川区自治総合研究所に対する助成等に関する条例、公益的法人等への荒川区職員の派遣等に関する条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	荒川区自治総合研究所（以下「研究所」という。）が、荒川区の課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行い、荒川区に対し有効な政策提言等を行うことができるように、補助金の交付や協力・支援体制の構築等を行うことにより、研究所の安定的かつ適切な運営を図り、区の政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供に寄与することを目的とする。				
対象者等	荒川区政の施策の対象となる区民全般				
内容	<p>研究所による次の活動を支援するため、研究所に対し、運営費の補助や行政財産の無償貸付け、関係各課との連携・協力体制の構築等、必要な支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査研究 外部から専門性を有する人材を研究員として迎え、区職員とともに荒川区の抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行う。 2 政策形成支援 課題解決や戦略的な政策形成に資する助言・提言を行う。 3 人材育成 調査研究への参加を通して、職員の総合的能力の向上を図る。 4 情報収集・情報発信 区政に関する様々な情報を収集、整理、データベース化し、提供するとともに、シンポジウムや刊行物等を通じて研究成果、ノウハウを幅広く発信する。 				
経過	<p>平成21年4月 シンクタンク設立準備担当の設置 平成21年10月 一般財団法人荒川区自治総合研究所設置・調査研究開始（予定）</p>				
必要性	住民と身近な自治体である区が基礎自治体として、政策立案機能、自治体経営の基盤強化を行い、独自施策を全国の自治体に先駆けて実行していく能力をもつためには、総合的な調査研究を行う専門機関が必要である。				
実施方法	<p>（ ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>補助金の交付により実施する。 区職員2名（課長1名、主任主事1名）を派遣する。 外部から研究員を登用する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額							29,089	
決算額（21年度は見込み）							29,089	
人件費				-	-	-		
【事務分担量】（%）				-	-	-		
合計（+）	0	0	0	0	0	0	29,089	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	29,089	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	補助金					法人運営費	29,089

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	基礎研究及び区への研究報告、政策提言数					2	
	相談・助言等支援数						課題解決や政策立案等に資する支援の数
	情報発信数				2	8	発表論文、ニュースレター等の発行、シンポジウムの開催等の数

（問題点・課題）	<p>荒川区の政策に結びつくような実効性のある調査研究を行うことができるように、区・研究所間の情報のやり取りや、関係各課との連携・協力体制の構築等を図る必要がある。 研究所の政策提言及び研究成果を区として活用し、施策や事業に結び付け、生かしていく必要がある。 研究所の運営が適切に行われているか業務の状況等をチェックする必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 3 区 未実施 19 区）</p> <p>中野区政策研究機構（平成19年4月設置） 新宿自治創造研究所（平成20年4月設置） せたがや自治政策研究所（平成19年4月設置）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	研究所がより実効性のある調査研究を行うことができるように、庁内のプロジェクトチームを有効に機能させる方法や情報を円滑にやりとりする方法等について検討を行い、実施する。	研究所の調査研究の活性化、区と研究所の連携強化
	研究所の政策提言及び研究成果を区の施策や事業に結び付けることができるように、調査研究結果や進捗状況等を定期的に関係所管へ周知し、研究所を含めて意見・情報交換を行い、調査研究の有効活用を図る。	研究所の政策提言・研究成果の区の施策・事業への反映
	研究所の適切な運営を確保するため、調査研究の進捗状況や運営状況等について、適宜報告を求める。	研究所の調査研究及び運営の安定化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	継続	平成21年10月に研究を設置し、調査研究活動を開始予定。

況議 （要旨） 問状	
------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	地上デジタル放送移行に係る業務	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	小林 直彦
		担当者名	中野・立園	内線	2112
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）					
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠	デジタル放送推進のための行動計画（第9次）	
終期設定	有 無	23年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	区政に関する情報提供の拡充[14-01]			
目的	平成23年7月24日にテレビのアナログ放送が終了し、地上デジタル放送へ移行することに伴い、区民及び区施設の地上デジタル移行を円滑に進める。				
対象者等	TVを視聴している区民及び区施設				
内容	<p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁内検討会議（全体調整：総務企画課、難視聴世帯等状況整理：都市整備部、映像広報対策：広報課、区施設の地上デジタル放送への移行：各部） ○庁舎、がんセンターの放送設備の現場調査を実施 ○地上デジタル放送移行に係る都区市町村連絡会議への参加 ○区報掲載（地デジの周知広報） <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地上デジタル放送移行に関する区の方針決定 ○総務省東京都中央テレビ受信者支援センターの説明会の実施 ○庁舎内に地上デジタルの相談窓口を設置 ○公共施設の放送設備の現場調査を実施 ○平成22年度予算要求（施設の地上デジタル放送移行への対応） ○広報 				
経過	<p>平成13年 7月25日 電波法一部改正（地上テレビのデジタル化が決定）</p> <p>平成15年12月 1日 東京都、大阪府、名古屋市のNHK3局、民法16社がデジタル放送開始</p> <p>平成23年 7月24日 地上テレビ放送がアナログ波からデジタル波へ完全移行</p>				
必要性	平成23年7月の地上デジタル放送への移行に伴い、区民の方への広報や区施設の地上デジタル化を計画的に進める必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額								
決算額（21年度は見込み）								
人件費						1,186		
【事務分担量】（%）						14		
合計（+）	0	0	0	0	0	1,186	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,186	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	区民の地上デジタル放送への対応率					90%	総務省の調査により集計
	区施設の地上デジタル放送への対応率					100%	

（問題点・課題）	<p>地上デジタル放送への移行への対応については、国の方針や補助金の追加など流動的な側面があり、今後とも、国の動向を注視しながら決めていく必要がある。</p> <p>地上デジタル放送への移行に伴い、現在区施設が原因者となっている電波障害が解消される可能性が高いことから、移行後の対応について検討する必要がある。</p> <p>区施設の地上デジタル放送への対応を図る必要がある。</p> <p>総務省を通じて、区民により分かりやすい形で地上デジタル放送の移行を周知する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区施設の地上デジタル放送への移行に向けた施設改修、配線工事・受信機の導入等について、平成22年末を目途に、全庁的に計画的に取り組んでいく。	地上デジタル放送への移行に計画的に対応することができる。
	地上デジタル放送への移行と現行区施設が原因者となっている電波障害との関係を整理した上で、今後の対応を決めていく。	地上デジタル放送への移行に向け、区の統一方針の下、対応することができる。
	地上デジタル放送への移行について、総務省の相談窓口を通じて、区民に対してきめ細やく周知していく。	区民が混乱することなく、地上デジタル放送へ円滑に移行することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	継続	地上デジタル放送への円滑な移行を目指して対応していく。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川区シンボルキャラクターの制作	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	小林 直彦
		担当者名	谷井・田中	内線	2115
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	夢のある荒川づくり構想（01-02-05）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	なし	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	区民の区への関心を高め、郷土への愛着を深めるとともに、区の魅力を区内外に発信し、区のイメージや知名度アップを図る。				
対象者等	区民、区内在勤・在学者等荒川区に関わりのある方ほか				
内容	<p>1 効果</p> <p>(1) 郷土への愛着醸成</p> <p>(2) 区民のまちづくりへの参加意識高揚</p> <p>(3) 情報発信、イメージ・知名度アップ</p> <p>2 デザインのコンセプト</p> <p>荒川区をイメージした、大人から子どもまでみんなが思わず笑顔になってしまうような愛らしく親しみやすい心とむキャラクター</p> <p>3 制定方法</p> <p>(1) キャラクターのデザイン、名前、説明を全国から広く公募</p> <p>(2) 選定委員会においてデザイン候補案を決定</p> <p>(3) 区民アンケートの実施</p> <p>(4) 選定委員会においてデザインを最終決定</p>				
経過	平成 21年 7月1日～8月7日	デザインの公募			
	9月	デザイン候補案の決定（予定）			
	11月	区民アンケートの実施（予定）			
	12月下旬	デザインの最終決定（予定）			
	平成 22年 4月頃	発表（予定）			
必要性	デザインを広く全国一般に公募することで、区民が改めて街の魅力を考えるきっかけをつくり、区のイメージや知名度アップを図る。また、区民アンケートにより区民がデザインの選定に参加することで、区政への参加意識を高め、区に親しみを持つきっかけとする。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>キャラクターの制作に当たっては、デザインを全国から公募し、選定委員会でデザインの候補案を数点選定の上、区民アンケートを実施する。区民アンケートの結果を参考に、選定委員会でデザインを最終決定する。</p> <p>選定したキャラクターは、様々な場面で活用していく。</p>				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額						0	4,913
	決算額（21年度は見込み）						0	4,913
	人件費						847	
	【事務分担当】（%）						10	
	合計（+）	0	0	0	0	0	847	4,913
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	847	4,913
	実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					選定委員会謝礼、賞金	965
	需用費					賄費、印刷製本費	1,137
	役務費					商標登録手数料	200
	委託料					商標登録調査、着ぐるみ制作	2,600
	使用料及び賃借料					選定委員会会場使用料	11

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	キャラクターの使用回数					30	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決定後の活用策について、柔軟な発想により多様な方策について検討する必要がある。 ・ デザインの使用手法、管理等について整備が必要である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>杉並区：すぎなみアニメキャラクター「なみすけ」、板橋区：いたばし観光キャラクター「りんりんちゃん」 各分野ごとに設定している区は10区（新宿、文京、墨田、江東、品川、大田、北、荒川、葛飾、練馬）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	シンボルキャラクター決定後の活用策について、所管部にとらわれず、庁内から広くアイデアを募集し、検討していく。	柔軟な発想による多様な活用が期待できる。
	シンボルキャラクターデザインの使用基準等を定め、広く活用していけるよう周知を図る。	デザインの適正な管理を行うとともに、区をPRするツールとして積極的に活用する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	子どもたちや日頃区政に関心の薄い方も気軽に参加できる仕組みを通じて、区政参加の促進を図るとともに、区のイメージアップの向上等に資するため、積極的に取り組んでいく。

議会議決 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	ニュータウン施策の推進	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	飯田 昌宏
		担当者名	谷井・須田・小松	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	ニュータウン施策の推進(01-01-10)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 21年度	根拠			
終期設定	有 無	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	<p>汐入地区は、他の地区に先行して再開発事業が実施され、再開発事業で中高層の集合住宅のみに生まれ変わったため、木造住宅密集地域が大半を占める他の地区とは異なる行政需要が生じることが予測され、また、集合住宅から成るコミュニティにおける新たな協働、共助の仕組みが必要と考えられる。</p> <p>そこで、今後、区内の他地区においても、同様の中高層集合住宅におけるコミュニティ施策の形成が必要となることから、先行事例として、汐入地区の現状や将来にわたって見込まれる地域課題を明らかにするための調査、研究を行うことを通じて、新たなコミュニティづくりを支援する。</p>				
対象者等	南千住東部地域（主に南千住4・8丁目）				
内容	<p>(1) 基礎データの収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者へのヒアリング ・庁内各課への調査（その後、個別にヒアリング） ・人口推移（将来推計も含めて）データの収集 <p>(2) 現状分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集したデータからの分析 ・住民意向調査の実施、分析 <p>(3) 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ニュータウンにおける問題の調査研究 ・先進自治体調査研究 <p>(4) まちづくりへの参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域へ関心を持つきっかけとなるような機会の創出 ・住民参加型まちづくりの支援 <p>(5) 庁内調整（ニュータウンに関する検討会の随時開催）</p> <p>地域振興課との調整（南千住地域に対する組織、（仮称）南千住区民事務所の体制、新組織におけるニュータウン施策の推進体制等）</p>				
経過	<p>S44年11月 江東再開発基本構想</p> <p>S56年6月 白鬚西地区防災再開発協議会発足</p> <p>S62年10月 第一地区事業計画決定、その後計画変更</p> <p>H17年度 事業完了、大規模集合住宅建設</p> <p>H20年4月1日 ニュータウン担当課長の設置（総務企画課長兼務）</p> <p>H22年4月 汐入東小学校開校予定</p>				
必要性	今後、区内に集合住宅が増加していくであろう中で、当該地区は、新たなコミュニティづくりの先行ケースといえる。当該地区の現状や将来にわたって見込まれる地域課題を明らかにし、新たなコミュニティづくりを支援することは、区内他地域への今後の施策展開に資するものである。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>既存データ分析や地域へのヒアリング、意向調査などを実施するとともに、地域への関心を深め、また交流を促進する機会を創出する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	4,620	
決算額（21年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	4,620	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	4,620	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	4,620	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					その他の委託料	4,620

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	ニュータウンのコミュニティ支援に資する施策数	-	-	-	1	5	
	ニュータウン施策をきっかけとしたイベントの開催・グループの立ち上げ	-	-	-	1	5	

(問題点・課題)	<p>・多くの集合住宅から成る環境において、新住民も多いことから、個々の住民へ地域や区の情報伝達が行いにくく、住民が孤立しやすい場合がある。地域や区の情報がバランスよく住民に伝わる仕組みが必要である。</p> <p>・住民参加によるまちづくりを促進するため、地域の資源である人材を掘り起こし、相互に結びつけるためのソフト面の支援を考える必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	改善により期待する効果
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	
収集したデータ及び意向調査結果を分析し、ニーズを把握するとともに、既に動き出している地域コミュニティに対して、行政としての支援策を検討する。	当該地区の課題に対する的確な対応につながる。
住民間のネットワーク構築や地域コミュニティの中心となる人材との協働など、住民参加型まちづくりの支援について検討する。	汐入地区での実施が、今後の区内における他地域への施策展開のモデルとなり、ひいては区全体の新たなコミュニティ施策に資するものとなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	推進	新たなコミュニティづくりの支援等を積極的に推進する。

(議会要旨)	平成21年一定：南千住駅東地区のさらなる発展について
--------	----------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	オリンピックムーブメント共同推進事業	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	飯田昌宏
		担当者名	雨宮・須田	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	オリンピックムーブメント共同推進事業（01-01-11）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠	東京都と区市町村によるオリンピックムーブメント共同推進事業に関わる委託協定	
終期設定	有 無	21年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	2016年東京オリンピックの招致運動の一環として、オリンピズムの普及啓発活動を通じて、スポーツ・文化の振興などに資するオリンピックムーブメント推進事業を展開し、区民がオリンピックの素晴らしさを体感することで、2016年東京オリンピック招致の気運を高める。				
対象者等	区民				
内容	<p>オリンピックムーブメント共同推進事業の実施に際しては、東京都と委託協定を締結し、スポーツ・文化振興に資するイベントを行う。実施にあたり東京都から、1000万円を上限に委託金が支払われる。</p> <p><平成21年度> 環境清掃フェア（平成21年6月14日実施） 男女共同参画週間記念講演会（平成21年6月20日実施）</p> <p><平成20年度> 第17回荒川リバーサイドマラソン前々夜祭（平成20年11月14日（金）実施） ふれあいスポーツ教室・オリンピックデー（平成21年3月28日（土）実施） あらかわ遊園オリンピックデー（平成21年3月28日（土）実施）</p>				
経過	平成19年 9月 2016年オリンピック・パラリンピック開催地立候補申請 平成19年10月 2016年オリンピック招致に係る都・区市町村連絡協議会・検討部会発足 平成20年 6月 立候補都市承認（東京、シカゴ、リオデジャネイロ、マドリード） 平成21年 4月 IOC評価委員会 東京都視察 平成21年 9月 IOC評価委員会 現地視察の評価報告書公開（予定） 平成21年10月2日 IOC総会開催地決定（予定）				
必要性	オリンピック招致の気運を高めるために必要な事業である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額						10,750
	決算額（21年度は見込み）						10,665	10,000
	人件費						847	
	【事務分担量】（%）						10	
	合計（+）	0	0	0	0	0	11,512	10,000
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	11,512	10,000
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	共同推進事業実施事業数						3	2

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			共同推進事業委託	10,665	共同推進事業委託	10,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	オリンピックムーブメント共同推進事業実施数	-	-	3	3	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
2016年オリンピック開催地が決定する平成21年10月2日までの間の事業であるため、平成22年度は「オリンピックムーブメント事業」は廃止となる。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	平成21年10月2日に2016年オリンピックの開催地が決定するまでの間、区民がオリンピック招致気運を高めるために必要な事業である。

議会議決要旨	オリンピック開催についての区の認識について（18年三定）
--------	------------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川二丁目複合施設整備	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	飯田昌宏
		担当者名	谷井・須田	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	荒川二丁目複合施設整備調査費（01-02-06）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	荒川二丁目用地（荒川二丁目都営住宅跡地の一部、大出鍍金工場跡地）に複合施設（新図書館、（仮称）吉村昭記念文学館、児童育成施設）を建設するに当たり、施設の在り方等を検討する。				
対象者等	区民、議員、学識経験者等				
内容	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川二丁目都営住宅跡地（荒川二丁目48番1ほか） 約2,300㎡ ・大出鍍金工場跡地（荒川二丁目50番1） 約3577㎡ <p>児童育成施設の検討 庁内検討PTによる検討 子育てに関わる方々からの意見聴取</p> <p>複合施設全体の検討 図書館、文学館については、既に検討が進んでいることから、児童育成施設について早急に検討し、その結果を踏まえ複合施設として各施設の機能を融合した施設の在り方について検討を行う。</p>				
経過	平成18年4月 これからの図書館調査懇談会報告 平成20年7月 （仮称）吉村昭記念文学館基本構想 平成21年7月 大出鍍金工場跡地取得予定 平成21年度中 荒川二丁目都営住宅跡地取得予定				
必要性	老朽化が進む現荒川図書館の建替、密集事業による周辺地区の防災性の向上の面からも必要な事業である。また、図書館、文学館、児童育成施設から成る複合施設として、それぞれの施設における事業を相互に連携し、相乗効果を高め、多様な事業展開を図ることが期待できる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 児童育成施設の在り方及び複合施設の在り方の検討に際しては、専門家、関係団体や区民等から幅広く意見を伺いながら、先進自治体の事例も参考にして検討を進める。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額							2,869	
決算額（21年度は見込み）							2,869	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	2,869	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	2,869	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					懇談会委員謝礼	490
	旅費					近接地外旅費	1,000
	需用費					消耗品	100
	役務費					筆耕翻訳料	279
	委託料					懇談会業務委託	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題）	<p>図書館、（仮称）吉村昭記念文学館については、構想の検討が進んでおり、併設する児童育成施設についても早急に、必要とされる機能、役割等の基本方針を定める必要がある。 複合施設として、各事業の連携した展開、施設の共用部分の有効活用など一体性を持った施設として、メリットを生かす工夫が必要である。</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	児童育成施設基本構想・基本施設計画（施設の構成、面積、設備等児童育成施設に必要とされる施設それぞれの計画）の策定	児童育成施設の在り方、必要とされる機能、担うべき役割について、考え方を定め、複合施設全体の検討への土台とする。
	複合施設基本計画の策定	図書館、（仮称）吉村昭記念文学館、児童育成施設を融合した複合施設の在り方・担うべき役割を定め、複合施設全体の計画を明確化する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	老朽化が進む現荒川図書館の建替、（仮称）吉村昭記念文学館、児童育成施設の整備は必要な施策である。

（状況）	<p>平成21年一定：複合施設（新荒川図書館・児童育成施設等）の設置計画について 平成21年二定：荒川二丁目用地に建設予定の複合施設について</p>
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	文書関係事務	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	田崎	内線	2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	文書事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 不明 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	区における文書事務を集中的かつ効率的に管理し、及び執行することにより、各所管課の事務事業の円滑な遂行をサポートすることを目的とする。				
対象者等	職員				
内容	(1) 例規集及び法令集等の管理(例規データベースの管理・更新及び法令等の制定改廃に伴う追録購入) (2) 文書管理システムの運営 (3) 文書の保管及び廃棄並びに文書倉庫の管理（外部委託を含む。） (4) 区内文書交換（本庁 - 区内出先機関等間） (5) 郵便料の一括管理 (6) 区名入り封筒及びファイリング用品の集中購入 (7) 法規関係事務ほか				
経過	平成5年度 文書保管委託開始 郵便料金計器導入 平成10年度 区内文書交換業務委託開始 平成12年度 区例規集を加除式から単行本及びCD-ROMへ移行 平成13年度 区例規集を区内LANを通じた利用を主体とし、単行本は必要最小数のみ発行 平成14年度 文書管理システムの導入検討 区名入り封筒、ファイリング用品の購入（用品基金の廃止に伴い収入役室から事務移管） 区例規集を区ホームページに掲載（12月～） 平成15年度 文書管理システム稼動（紙決裁稼動4月～、電子決裁稼動12月～） 平成16年度 電子文書交換（LGWAN）稼動（6月～） 平成17年度 情報公開用件名目録のホームページ掲載 新型郵便料金計器の導入 平成21年度 文書管理システムの更新に併せて、財務会計システムとの連携を開始 文書管理システムの管理を情報システム課へ移管				
必要性	区の事務事業を円滑に行うために必要不可欠である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・例規等データベース業務委託（委託先(株)ぎょうせい19年度から） ・文書保管・集配業務（委託先ワンビシアーカブス） ・区内文書交換業務（委託先諏訪運送19年度から）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	79,654	72,247	74,519	71,761	72,547	121,667	50,273	
決算額（21年度は見込み）	76,038	70,210	72,043	69,446	70,642	117,418	50,273	
人件費			32,055	28,183	30,378	35,231		
【事務分担量】（%）			390	372	392	480		
合計（+）	76,038	70,210	104,098	97,629	101,020	152,649	50,273	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	76,038	70,210	104,098	97,629	101,020	152,649	50,273	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用	消耗品費	8,964	消耗品費	9,577	消耗品費
役務費	郵便料	13,422	郵便料	13,467	郵便料	13,748	
役務費	保管料	9,236	保管料	9,543	保管料	9,877	
委託料	文書交換業務委託	8,232	文書交換業務委託	7,655	文書交換業務委託	9,019	
委託料	文書管理システム機器賃借・保守委託	21,542	文書管理システム機器賃借・保守委託	10,337	例規等データベース業務委託	5,502	
委託料	例規等データベース業務委託	5,502	文書管理システム開発委託	51,792			
委託料			地下文書倉庫電動棚	7,508			
			例規等データベース業務委託	5,502			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	ファイリング用品の決算額（千円）	2,641	2,430	2,355		2,000	保存文書の電子化の推進
	起案全体に占める電子決裁の比率	27.7	22.9	22.4		60	起案文書の電子化の推進

（問題点・課題）	<p>保存文書の増加に伴い、文書倉庫の移転や外部委託等新たな文書保管スペースの確保が必要となる。紙文書の保存量を減少させるためにも、文書管理システムを有効に活用する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	庁舎の耐震工事に伴い、地下倉庫に保管している保存文書等のうち使用頻度の高いものを除き、外部委託するなど、工事期間中の文書の保存スペースを確保する。	保存文書の安全性を確保しつつ、その効率的な利用が図ることができる。
	電子化率の向上等文書管理システムのより一層の効率的利用を促進し、文書量の削減等を図るため、電子決裁の運用方法の見直しなどを行う。	文書保存及びファイリング用品に係る経費の削減、情報の共有化の促進、文書の整理、検索時間等の短縮が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き継続するとともにより一層のサービス向上を図る。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	印刷事務費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	棚田	内線	2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	印刷事務費（010303）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区印刷物取扱規程	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	主として印刷室に設置されている印刷機器（デジタル印刷機、軽印刷機等）及び本庁舎内の印刷用紙を集中管理することにより、効率的な事務執行に資することを目的とする。				
対象者等					
内容	(1) 印刷機器の設置・保守				
		種類	台数	20年度使用実績	
		デジタル印刷機	1台	5,462,995枚	14,194,977円
		A1専用電子式複写機	1台	4,254枚	63,054円
		オフセット印刷機	2台	1,609,720枚	-
		軽印刷機 (印刷室3台、広報課前1台、議会事務局1台)	5台	5,196,607枚	-
		電子式複写機	34台	6,757,868枚	17,116,324円
	(2) 印刷用紙の購入 印刷用紙その他の用紙の購入				
経過	平成11年度 デジタル印刷機導入 平成14年度 用品購入基金の廃止に伴い、コピー用紙の集中購入に加え、区全体の印刷用紙を集中購入 平成15年度 軽印刷機カロードラム導入（軽印刷機で色刷りが可能に） 平成16年度 デジタル印刷機機器更新 平成19年度 デジタル印刷機保守等業務委託 平成21年度 電子式複写機に係る事務を情報システム課に移管				
必要性	全庁的な効率的な事務執行には必要不可欠である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (1) オフセット印刷 週24時間勤務の再雇用職員2名で運営 (2) その他の印刷機 各所管課職員が自ら操作する。(保守等の業務委託先がサポート)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	45,072	38,221	38,907	43,268	51,202	55,901	35,452	
決算額(21年度は見込み)	40,023	33,906	36,559	40,011	49,213	53,327	35,452	
人件費			12,840	12,626	7,304	8,748		
【事務分担量】(%)			442	441	232	267		
合計(+)	40,023	33,906	49,399	52,637	56,517	62,075	35,452	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	6	75	76	99	40	56	175	
一般財源	40,017	33,831	49,323	52,538	56,477	62,019	35,277	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	デジタル印刷機(千枚)	4,032	4,097	5,026	3,758	5,112	5,463	
	オフセット印刷機(千枚)	2,188	2,077	2,124	2,988	1,955	1,610	
	軽印刷機(千枚)	2,699	3,008	3,082	2,902	4,059	5,197	
	電子式複写機(千枚)	4,185	4,223	4,609	6,736	6,768	6,762	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費	13,094	消耗品費	17,156	消耗品費	18,388
	委託料	保守委託	13,797	保守委託	14,258	保守委託	15,328
	使用料	使用料	21,016	使用料	21,493	使用料	1,048
	備品購入費			備品購入費	420		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	印刷用紙購入実績（千枚）	16,628	18,010	19,720		19,000	紙使用量の推移

（問題点・課題）	<p>オフセット印刷機の老朽化に伴い、今後の庁内印刷の在り方を検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
印刷機器全体の効率的かつ円滑な利用を図るため、その利用方法について再検討する。	デジタル印刷機、軽印刷機及びオフセット印刷機の有効活用により、職員の印刷に係る事務負担と人件費の軽減を図ることができる。
印刷用紙の使用量の削減に向け、両面印刷や2アップ処理による印刷を促進する。	印刷用紙の使用量の削減が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き効率性を追求して実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	訴訟事務費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	澤崎	内線	2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	訴訟事務費（010302）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	不明 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	区の事業執行に伴う法律問題が発生した場合に、弁護士や特別区人事・厚生事務組合法務部に相談等を行い、迅速かつ確に対応するとともに、訴訟等に発展した場合に、その内容に応じて訴訟代理を依頼し、その解決に向けて適切に対応することを目的とする。				
対象者等	各主管課				
内容	(1) 法律顧問による法律相談等 一般的な法律相談等 契約立会い及び契約書作成に関する相談等 (2) 法律顧問以外の弁護士による法律相談等 専門訴訟に関する法律相談等（倒産、知的財産権、会社法務等） 特別区人事・厚生事務組合法務部で対応が困難な法律相談等（複雑な事案で私法上の専門的知識が必要なもの等） (3) 特別区人事・厚生事務組合法務部による法律相談等 行政訴訟に発展する可能性のある行政処分若しくは財務会計行為又は国家賠償に関する法律相談等 私法上の紛争に関する法律相談等 区が行政訴訟等の当事者となった場合における指定代理人				
経過	平成18年1月 法律顧問設置				
必要性	最近の複雑多岐かつ専門性が高くなっている法律相談に迅速に対応するため、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・ 法律顧問による法律相談は、月1回、区役所で実施しているほか、随時電話、メール、FAX等により実施している。 ・ その他の法律相談については、必要に応じて随時行っている。				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	53	363	730	2,152	1,152	1,152	1,308
	決算額（21年度は見込み）	47	268	430	1,088	1,066	1,098	1,308
	人件費			3,448	3,262	2,989	3,124	
	【事務分担当】（%）			40	45	34	44	
	合計（+）	47	268	3,878	4,350	4,055	4,222	1,308
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	47	268	3,878	4,350	4,055	4,222	1,308
	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	相談回数（回）	3	15	15	17	21	23	
	弁護士謝礼（千円）、賄い（千円）	11	268	184	100	78	110	
	法律顧問（人）			1	1	1	1	
	法律顧問相談件数			12	12	17	19	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	弁護士謝礼	79	弁護士謝礼	110	弁護士謝礼	315
	食糧費	争訟打合せ賄い	0	争訟打合せ賄い	0	争訟打合せ賄い	5
	役務費	争訟事務手数料	0	争訟事務手数料	0	争訟事務手数料	5
	報酬	法律顧問報酬	983	法律顧問報酬	983	法律顧問報酬	983

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	相談回数	17	21	23			
	法律顧問相談件数	12	17	19			
	訴訟（提訴）件数	1	1	12			

（問題点・課題）	マンションの建築確認に係る訴訟をはじめ社会経済状況の変化に伴い、複雑な法律問題が多数発生しており、専門的に通暁した弁護士により適切に対応するとともに、その充実を図る必要がある。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 12 区） 法律顧問設置（港、台東、江東、目黒、大田、世田谷、渋谷、北、荒川、足立、葛飾・計15人1事務所）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
法務に関する研修を充実する。	各所管課職員に基本的な法務知識を習得させることにより、争訟を未然に防止し、適切な行政事務の遂行を図ることができる。
事務遂行に当たり法律相談等をより一層活用する。	行政事務の遂行に際してコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るとともに、訴訟等のトラブルを未然に防ぐことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	複雑・専門化している法律相談に迅速かつ適切に対応していく。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	情報公開・個人情報保護審査会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	澤崎	内線	2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	情報公開・個人情報保護審査会（010701）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度			
終期設定	有 無	年度	根拠法令等	荒川区情報公開条例、同施行規則、荒川区個人情報保護条例、同施行規則、荒川区情報公開・個人情報保護審査会条例、荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、同施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	区政に関する情報提供の拡充[14-01]			
目的	情報非公開決定や個人情報不開示決定等に対する不服申立てがあった場合に、附属機関である本審査会に諮問し、専門的見地から審査することにより、適正な手続を保障するとともに、区政に対する信頼を高め、公正でより開かれた区政の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区民等				
内容	<p>(1) 情報公開制度に基づく情報非公開決定処分等及び個人情報保護制度に基づく個人情報不開示決定処分等に対する不服申立てがあった場合に、区長からの諮問に基づき、審査し、答申を行う。 <手続の流れ> 不服申立て 諮問 審査 答申 決定</p> <p>(2) 審査会の委員として、情報公開制度及び行政運営等に関して識見を有する者のうちから5名を委嘱している。</p>				
経過	<p>昭和63年10月 荒川区情報公開懇話会提言 昭和63年12月 東京都荒川区情報公開条例公布 昭和64年 1月 情報公開制度実施（荒川区情報公開条例施行） 情報公開審査会設置 平成 9年 4月 個人情報保護制度の実施（荒川区個人情報保護条例施行） 情報公開・個人情報保護審査会設置（情報公開のほか、個人情報保護に関する不服申立てに対応するため、情報公開審査会を廃止して設置） 平成16年 3月 荒川区情報公開条例改正 （情報公開法の制定等を踏まえ、より積極的に情報提供することを明らかにした。） 荒川区個人情報保護条例改正 （個人情報の保護措置に万全を期すため、罰則規定等を設けた。）</p>				
必要性	情報公開や個人情報保護に関する不服申立てがあった場合に、区長や行政委員会等の実施機関の決定の適否について、専門的かつ中立的な立場から審査することにより、公正かつ適正な判断を担保し、区政に対する信頼性を高めるため、必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区長や行政委員会等の実施機関が行った情報非公開決定や個人情報不開示決定等に対する不服申立てがあった場合に、本審査会に諮問し、その答申を踏まえて、実施機関が再決定を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	548	548	342	326	326	326	330	
決算額（21年度は見込み）	0	3	191	0	102	149	330	
人件費			1,465	794	256	1,016		
【事務分担量】（%）			17	11	3	12		
合計（+）	0	3	1,656	794	358	1,165	330	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	3	1,656	794	358	1,165	330	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
事項名								
不服申立件数	0	0	3	1	1	3		
審査会開催数	0	0	2	0	1	2		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	101	委員報酬	143	委員報酬	304
	旅費	特別旅費	0	特別旅費	0	特別旅費	7
	食糧費	食糧費	1	食糧費	2	食糧費	3
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	4	消耗品費	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	審査会開催数	0	1	2	-		
	不服申立て件数	1	0	3	-		

（問題点・課題）	審査会の諮問から答申に至るまでに長期間を要する場合があるため、速やかに諮問し、短期間に答申が行われるようにする必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
本人、実施機関、審査会委員との連絡調整や様々な事務手続に要する時間の短縮を図る。	処理期間の短縮化により、区民の権利利益の一層の保護を図る。
情報公開制度及び個人情報保護制度並びに両制度の不服申立て制度についての理解を深めるため、研修の充実を図るとともに、行政不服審査法の改正を踏まえながら、本制度の見直しについても検討する。	職員の両制度についての理解を深めるとともに、説明責任についての一層の自覚を促すことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区民の権利を保障する重要な事業であり引き続き改善に努める。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	個人情報保護制度	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 棚田	課長名 内線	五味 智子 2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	個人情報保護運営審議会（010801）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠 法令等	荒川区個人情報保護条例、同施行規則、荒川区個人情報保護運営審議会条例、同施行規則、荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	区政に関する情報提供の拡充[14-01]			
目的	区の実施機関が個人情報の収集並びに保管、利用及び管理を適正に行うとともに、自己情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより区民の基本的な権利の擁護と信頼される区政の実現を図る。また、個人情報保護運営審議会を設置し、保有個人情報の目的外利用や外部提供等の重要事項に関し、意見を聴くことにより、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図る。				
対象者等	区民等				
内容	(1) 実施機関が個人情報の収集並びに保管、利用及び管理を適正に行うとともに、自己情報の開示、訂正等を求める権利を保障する。 (2) 個人情報保護運営審議会を設置して、個人情報の目的外利用や外部提供、個人情報に係るシステム開発等、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、区長の諮問を受けて審議し、答申する。審議会は、学識経験者及び区民等10名以内で組織する。				
経過	平成7年度 個人情報保護制度調査委員会（庁内検討組織）設置 平成7年度 個人情報保護制度に関する調査報告（区素案）作成 個人情報保護制度懇話会（諮問機関）設置 平成8年6月 個人情報保護制度懇話会（諮問機関）の提言 平成8年10月 荒川区個人情報保護条例制定・荒川区個人情報保護運営審議会条例施行 平成9年1月 荒川区個人情報保護運営審議会設置 平成9年4月 荒川区個人情報保護条例施行 平成15年3月 荒川区個人情報保護運営審議会条例改正（専門委員の設置） 平成16年3月 荒川区個人情報保護条例改正（個人情報保護に万全を期すため、罰則規定等を設けた。） 平成16年7月 荒川区個人情報保護運営審議会条例施行規則改正（専門部会の設置）				
必要性	個人情報保護制度の運営について、専門的かつ中立的な立場から審議することにより、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	(1) 審議会の意見聴取が必要な事案（個人情報の目的外利用や外部提供、個人情報に係るシステム開発等）について、区長の諮問を受けて審議し、答申する。 (2) その他、個人情報制度の運用状況等個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	533	602	796	812	818	817	795	
決算額（21年度は見込み）	309	440	353	443	417	508	795	
人件費			4,741	6,231	6,832	7,021		
【事務分担量】（%）			55	75	80	90		
合計（+）	309	440	5,094	6,674	7,249	7,529	795	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	309	440	5,094	6,674	7,249	7,529	795	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
事項名								
自己情報開示請求件数	20	12	17	36	33	21		
審議会開催数	3	4	3	4	4	4		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	391	委員報酬	476	委員報酬	739
	旅費	特別旅費	18	特別旅費	24	特別旅費	30
	食糧費	食糧費	8	食糧費	8	食糧費	11
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	15

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	自己情報の開示請求件数	36	33	21	-	-	
	審議会開催数	4	4	4	-	-	

（問題点・課題）	<p>民間企業や自治体において個人情報に係る漏洩事故が頻発する中、より厳格な個人情報の保護措置を図る必要がある。（個人情報保護）</p> <p>新規事業の創設やシステム開発等により審議会の意見徴取が必要な事案が生じた場合に、各所管課において、迅速かつ的確に審議会に諮問する必要がある。（審議会関係）</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各主管課に配布している「個人情報保護のための措置対策基本マニュアル」、研修の充実及び全職員を対象とした自己点検の実施等により、個人情報保護についての理解の徹底を図る。	より一層徹底した個人情報の保護措置が可能となり漏洩等の事故を未然に防ぐことが期待できる。
各主管課に審議会の意義と重要性を周知徹底し、諮問手続の円滑な実施を図る。	迅速かつ的確な対応を図ることができ、個人情報保護制度の適正な運営を図ることができる。
審議会の開催を定期的に行い、諮問の要否等について各所管課と早めに相談し、適切かつ迅速な諮問を行う。	個人情報保護運営審議会において、より円滑な審議が可能になるとともに、個人情報保護条例に則った事務事業の円滑な実施が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の権利に直接関係のある重要な事業であり、一層の改善に努める。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	情報公開制度	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	太田	内線	2215
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）		情報公開費・情報提供コーナー運営費（01-07-02）			
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	荒川区情報公開条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	区政に関する情報提供の拡充[14-01]			
目的	区が保有する情報の公開を請求する権利を保障するとともに、区政に関する説明責任を果たすため情報提供に努めることにより、区民の区政参加の促進と信頼関係の強化を図り、公正で開かれた区政を推進する。また、情報提供コーナーの設置により、行政資料を収集・保管し、区民に情報を提供するとともに、情報公開に関する相談に応じ、区民の区政参加の促進を図る。				
対象者等	区民等				
内容	情報提供コーナーの設置 (1) 情報公開相談員の配置 (2) 区及び他自治体の刊行物・パンフレット等の展示、頒布 (3) 情報公開制度に関する総合的な案内、相談の実施 (4) インターネット接続パソコンコーナーの設置				
経過	昭和63年12月 情報公開条例制定 昭和64年 1月 情報公開条例施行、情報提供コーナー設置 平成元年 4月 情報提供コーナーに専門相談員（非常勤職員）を配置 平成 3年 3月 情報提供コーナー資料目録作成 平成 8年10月 情報公開条例改正 平成13年 4月 本庁舎1階に来庁者への案内、情報提供等を行う情報提供専門相談員（非常勤職員）を配置（平成14年4月政策経営部区長室へ事務移管） 平成16年 1月 インターネット接続パソコンコーナーの設置 平成16年 3月 情報公開条例改正平成 平成17年 7月 有償刊行物のインターネット販売開始 平成17年10月 電子申請による情報公開請求受付開始 平成20年2月 特別区協議会での有償刊行物の委託販売開始				
必要性	区政に関する情報等を区民に提供することにより、区民の区政参加の促進を図るため必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 情報公開相談員（非常勤）2名				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	6,523	6,144	7,352	7,307	5,451	5,771	5,766	
決算額（21年度は見込み）	6,227	6,055	7,186	2,301	2,458	5,720	5,766	
人件費			3,772	6,453	5,876	6,752		
【事務分担量】（%）			251	261	274	247		
合計（+）	6,227	6,055	10,958	8,754	8,334	12,472	5,766	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	622	591	582	699	1,048	292		
一般財源	5,605	5,464	10,376	8,055	7,286	12,180	5,766	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	利用者（人）	9,518	9,560	10,958	10,340	8,858	8,049	
	相談（件）	19	16	18	18	24	9	
	資料提供（件）	1,957	1,662	1,442	1,517	1,254	910	
	刊行物貸出(冊)	181	148	112	79	80	71	
	コピーサービス(枚)	23,757	25,537	30,289	41,147	33,535	26,142	
	情報公開件数	48	103	83	109	90	105	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		非常勤職員報酬	2,067	非常勤職員報酬	5,077	非常勤職員報酬	5,078
		社会保険料	248	社会保険料	633	社会保険料	628
		消耗品費	44	消耗品費	10	消耗品費	60
		備品購入費	100				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用者数（人）	10,340	8,858	8,049		12000	
	有償刊行物頒布（冊）	883	1,166	1,642		1000	
	情報公開請求件数	109	90	105			

（問題点・課題）	<p>情報公開制度について、より一層区民の利用促進を図る必要がある。</p> <p>区の行政情報の多くがインターネットに掲載されるようになったが、様々な資料を直接提供することができる当コーナーをより利用しやすいものとする必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
積極的なPRにより、情報公開制度の周知及び利用促進を図る。	区民の利便性の向上及び権利利益の保護を図ることができる。
インターネットに掲載されている情報を含め、容易に区政等の情報を入手できるようにする。	利用者の利便性の向上を図ることができる。
職員名簿の公開請求をし、電話によるセールスをするなど、制度の趣旨とは異なる利用が見られるので、対応方法について検討する必要がある。	趣旨に沿った運用をすることにより、区民への説明責任を果たすという本来の目的の達成を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き継続するとともにより一層のサービス向上を図る。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川さつき会館管理運営事業	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	寺 内	内線	2271
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	管理費（010101）、その他運営費（010201）、営繕費（010301）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	荒川さつき会館条例及び施行規則、荒川さつき会館管理運営要綱、荒川さつき会館指導員設置要綱、荒川さつき会館まつり補助要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	人権・平和の普及啓発[10-03]			
目的	地域住民の相互交流及び自主的活動を促進し、区民生活の向上に寄与するとともに、人権施策の推進を図る。				
対象者等	区内在住・在勤・在学者				
内容	<p>(1) 運営事務 団体・個人利用の申請受付 年間事業の実施 荒川さつき会館まつり（年1回）、ころばん体操への協力（高齢者保健福祉課事業）（週1回）、子ども事業の実施 作ってみよう（随時）、おもちゃ図書館（月2回）、小学生対象の体育室開放（週1回） 図書の整備、貸出</p> <p>(2) 施設の維持管理（補修・改修工事） 平成17年度：便所漏水修理、玄関ガラス修理、事務室空調機取替修繕等 平成18年度：工業用水槽ポンプ取替工事、多目的便所修繕工事等 平成19年度：空調設備取替修繕工事 平成20年度：エレベーター設置工事、体育館電動カーテンレール修繕、便所漏水修理等</p>				
経過	環境改善事業の一環として、荒川さつき会館が平成元年6月に開設された。 昭和62年10月 都区地元協議会で「集会施設建設」決定 昭和63年 7月 集会施設建設着工 昭和63年10月 集会施設検討委員会設置 平成元年 3月 集会施設完成 平成元年 6月 荒川さつき会館開設 平成16年 7月 団体利用有料化 平成16年 9月 部落解放同盟荒川支部移転				
必要性	地域住民の相互交流、人権啓発を推進していくために必要性が高いと考える。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 管理業務委託（夜間・休日）、清掃業務委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	21,439	29,768	19,137	20,295	31,304	43,452	18,821	
決算額（21年度は見込み）	17,794	26,015	16,935	17,243	24,430	41,792	18,821	
人件費			9,096	7,034	7,074	7,035		
【事務分担量】（%）			180	160	160	160		
合計（+）	17,794	26,015	26,031	24,277	31,504	48,827	18,821	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	72	118	770	967	926	900	893	
一般財源	17,722	25,897	25,261	23,310	30,578	47,927	17,928	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	団体使用料収入（単位：千円）		712	828	813	758	837	
	団体利用件数（延べ数） （H16.7分までは個人利用も含む）	1,794	1,025	1,376	1,008	1,236	1,228	
	荒川さつき会館まつり参加人数		2,000	1,800	1,400	1,800	1,050	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬	非常勤職員報酬	4,303	非常勤職員報酬	4,303	非常勤職員報酬	4,303
	需用費	建物修繕料	1,294	建物修繕料	1,371	建物修繕料	1,373
	委託料	管理・清掃等業務委託	7,933	管理・清掃等業務委	7,520	管理・清掃等業務委	9,541
	工事請負費	空調設備取替修繕工事	13,037	エレベーター設置修繕工事	25,513		
	負担金補助	さつき会館まつり実行委員会補助金	240	さつき会館まつり実行委員会補助金	240	さつき会館まつり実行委員会補助金	240

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	団体利用率(%)	49.5	46.7	54.9	55.0	55.0	利用日数(実績) / 利用可能日数 19年度工事のため6～7月利用出来ず
	子ども事業参加者数(人)	1,264	1,429	781	1,300	2,000	作ってみよう、おもちゃ図書館、体育室、児童室等開放利用者の合計
							20年度11月から3月まで、エレベーター工事の為、2階利用出来ず

(問題点・課題 指標分析)	平成元年のオープン以来20年が経過し、施設が老朽化するとともに、視聴覚室、講習室、図書室等の設備も劣化し、機能が陳腐化している。 利用者の固定化、高齢化が進行しており、新しい利用者の掘り起こしのため、ニーズの調査や新規事業の検討が必要である。 さつき会館の今後のあり方について再検討する必要がある。
他区の実況	（ 実施 2 区 未実施 区 ） 墨田区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ふれあい館等の区民利用施設と同程度のバリアフリー化を確保するよう、修繕工事が必要なもの等調査し改善策を立案する。	高齢者や障害を持った利用者の利便性が向上し、満足度が上がる。利用団体、利用者数の増加を目指すことが期待できる。
利用者・地域住民等のアンケートを実施し、新たなニーズの把握により、新規事業等の検討を進める。	利用者・地域住民等のニーズを把握することにより、さつき会館の利用者数を増やすための新たな事業を立案することが期待できる。
人権施策の推進というさつき会館の設置目的は維持しながら、利用者の拡大や事業内容の充実等により区民生活の向上に寄与する施設として活用されるあり方を検討する。	幅広い年代の多くの区民に活用されることに繋がり、人権問題の理解の促進や区民の相互交流や地域コミュニティの形成にし資することが期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	地域住民同士の交流の根拠となるよう、引き続き適切な管理・運営を行う。

(議会議決要旨) 状況	
----------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	人権・平和普及啓発事業	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	寺 内	内線	2 2 7 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	平和事業費（011002）、人権啓発事業費（011001）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	53 年度	根拠 法令等	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（H9.7）、人権擁護推進審議会答申（H11.7）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12.12）、荒川区人権推進指針（H13.4）、人権教育・啓発に関する基本計画（H14.3）、地方自治法第232条の2、荒川区補助金交付規則、人権擁護委員法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	人権・平和の普及啓発[10-03]			
目的	人権や平和の大切さを普及啓発すること。各種研究集会への参加、職員に対する研修を実施し、各種図書・新聞等の購入、人権・平和団体への活動補助を行うことにより、様々な人権問題に関する施策を円滑かつ効果的に推進する。				
対象者等	区民、区内企業の勤労者、区内官公署の職員、人権推進係職員及び関連課職員、人権・平和啓発活動団体、荒川区人権擁護団体等。				
内容	平和・人権パネル展の開催 人権週間事業の実施 区報人権特集号の発行 職員研修の実施 地域啓発会の開催 平和啓発事業の実施 研究集会等への参加 図書・新聞等の購入 人権・平和団体への補助 人権擁護委員活動への補助				
経過	昭和44年度～ 研修集会等への参加 昭和53年度～ 人権週間事業の実施 昭和56年度～ 区報人権特集号の発行 平成 9年度～ 地域啓発会の開催				
必要性	今後も、区民や職員の人権意識の向上を図るために、人権や平和の普及啓発は継続して実施する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	4,135	3,953	3,835	4,093	4,106	3,735	2,942	
決算額（21年度は見込み）	3,123	2,804	2,562	2,708	2,769	2,814	2,942	
人件費			10,525	12,434	12,444	12,346		
【事務分担当量】（%）			120	140	140	140		
合計（+）	3,123	2,804	13,087	15,142	15,213	15,160	2,942	
国（特定財源）								
都（特定財源）	829	700	1,279	984	988	2,218	988	
その他（特定財源）								
一般財源	2,294	2,104	11,808	14,158	14,225	12,942	1,954	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	人権週間講演会参加人数（人）	120	120	150	1,120	890	850	
	区報特集号発行部数（部）	77,200	77,200	77,200	80,000	80,000	81,000	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	人権週間事業講師謝礼		342	人権週間事業講師謝礼	413	人権週間事業講師謝礼	442
	平和啓発事業講師謝礼		46	平和啓発事業講師謝礼	0	平和啓発事業講師謝礼	120
	区報特集号印刷、公演ポス		336	区報特集号印刷、ポス	394	区報特集号印刷、ポス	440

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	人権・平和事業参加率（％）	99.3	79.0	76.5	70.0	70.0	参加人数 / 会場定員数 憲法週間映画会、人権週間事業
	平和啓発事業実施校数（校）	2	2	0	2	4	講演会実施回数
	パネル展実施回数(回)	2	2	3	3	3	人権パネル展、人権週間パネル展、北朝鮮人権侵害問題パネル展

（問題点・課題）
 区民の人権への意識を正確に把握し、さらに多くの区民が啓発の内容を具体的に実践できるようにするため、啓発の内容、手法等について、新たに検討する必要がある。
 区民や職員への人権啓発研修をより効果の高いものとするため、人権についての考え方、法制度等について常に新しい情報を収集し、啓発活動に反映させていく必要がある。
 平和都市宣言に基づき、平和の尊さを広く区民にアピールしていくため、平和事業の進め方を検討する必要がある。

（実施状況）
 （実施 22 区 未実施 区）
 人権週間事業について、人権週間に合わせて、講演や啓発映画上映、人権パネル展等を実施している。

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
講演会、パネル展等の人権啓発事業の手法、実施場所等の検討を進める。区民・企業の自主的な企画に講師を派遣し、参加型研修を取り入れながら効果的な研修を実施する。	区民が人権理解をより深めることが期待できる。
国・都・区等の研修に参加するとともに、民間団体等の研修に積極的に参加して、交流や情報収集を行う。	人権関係の法制度等が急速に変化する中、常に最新情報を入手して、啓発活動に反映させることができる。
平和都市宣言の内容を区民に広く知ってもらうため、ホームページ等の媒体の利用を進める。文化青少年課や図書館等平和事業に関連する各課と連携し、平和事業を推進する。	平和都市宣言の内容を、広く区民に理解してもらう効果が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	人権や平和を広く区民に普及啓発するため、事業の一層の充実を図る

（重要質問）
 ・平和行政について
 ・拉致について、ブルーリボンの職員の着用について